



改訂版

# 「いじめ」の理解と対応

— いじめのない明るい学校を目指して —



平成24年12月

栃木県教育委員会

## は　じ　め　に

いじめを背景として児童生徒が自らの命を絶つという痛ましい事件が、依然として後を絶たない状況にあり、いじめの問題への対応は、学校教育の重大な課題であります。

今日のいじめは、冷やかしやからかい、仲間はずれといったもののほか、インターネットや携帯電話など情報機器を介したいじめや暴力行為に及ぶような悪質ないじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している現状にあります。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自ら命を絶とうと/orしてしまったりするなど、いじめの問題に深く傷付き、悩んでいる児童生徒もいます。

私たち教育に携わるものは、こうしたことを重く受け止め、いじめを早期に発見し、適切に解決に導いていける学校の指導体制を一層強化するとともに、学校のみならず保護者や地域社会、関係機関等が一体となって、いじめの問題に対処できる仕組みづくりを推進していくことが重要であると考えております。

本資料は、このような状況を踏まえて、平成19年に作成した教師用指導資料「『いじめ』の理解と対応」を見直し、いじめの問題への組織的対応やいじめの予防の必要性と具体策、現在起こりうるいじめの問題への対応等について新たな視点で改訂を図ったものであります。

各学校においては、本資料を積極的に活用し、いじめの早期発見・早期対応に努めるとともに、学業指導を充実させることなどにより、いじめの未然防止の取組を一層推進されますようお願ひいたします。

平成24年12月

栃木県教育委員会教育長 古澤利通

**本書の活用について**

<b>いじめとは</b>	1
1　いじめの定義	
2　いじめに対する基本的な考え方	
3　いじめの構造と動機	
<b>いじめの態様</b>	4
<b>指導体制・組織的対応</b>	6
1　未然防止・早期発見を目指す日常の取組	
2　緊急時の組織的対応	
<b>いじめの早期発見</b>	8
1　いじめられている子のサイン	
2　いじめている子のサイン	
3　教室でのサイン	
4　家庭でのサイン	
<b>いじめを認知したときの対応</b>	12
1　子どもへの対応	
2　保護者への対応	
3　関係機関との連携	
4　関係機関の連絡先	
<b>ネットいじめへの対応</b>	19
1　ネットいじめとは	
2　ネットいじめは犯罪行為	
3　子どもたちを被害者にも加害者にもしないために	
4　掲示板等への不当な書き込みへの対処法	
<b>いじめの予防</b>	21
1　学業指導の充実	
2　道徳教育の充実	
3　特別活動の充実	
4　教育相談の充実	
5　人権教育の充実	
6　保護者・地域との連携	

いじめと自殺	40
1 自殺が危惧される場合	
2 自殺のサイン	
3 自殺したいと打ち明けられたら	
4 自殺を防ぐには	
コラム 自殺予防教育－危機を乗り越える力に焦点を当てて－	42
いじめ対応の失敗事例	43
1 初期対応に失敗した事例（小学校）	
2 担任が抱え込んでしまった事例（小学校）	
3 加害者が複数でその対応に失敗した事例（中学校）	
4 保護者との連携に失敗した事例（中学校）	
5 いじめのサインへの対応に失敗した事例（高等学校）	
いじめ点検票	48
1 学校用 いじめの問題への取組チェックポイント	
2 教職員用 いじめの問題への取組チェックポイント	
3 教育委員会用 いじめの問題への取組チェックポイント	
アンケート・チェックシート	54
1 いじめの状況を把握するための「無記名式アンケート」	
2 いじめの実態を把握するための「緊急アンケート」	
3 学級活動で活用するためのアンケート	
4 いじめに関する自己チェックシート	
5 いじめに関する保護者チェックシート	
主な参考文献	61
1 文部科学省等	
2 栃木県教育委員会	
3 その他	



## 本書の活用について

### 1 作成の目的

教職員一人一人が、社会情勢に即したいじめの問題についての対応の基本や組織的対応、保護者・地域及び関係機関との連携の在り方を理解し、それらの着実な実践を通して、いじめの問題の解決及び未然防止を図る。

### 2 資料の内容

今回の改訂では、いじめの問題に対する基本的考え方は踏襲しつつ、内容の見直しを図りました。特にインターネット等によるいじめや自殺の未然防止など、具体的な事例を多数掲載することで、教員がより活用しやすい実践的資料としました。

### 3 資料の構成と活用上の留意事項等

#### (1) 構成

- いじめの問題への対応
- いじめの予防
- いじめ対応の失敗事例
- 点検票等

#### (2) 活用例

- 教職員一人一人が自己研鑽をするための資料として
- 学校全体で指導方針を作成する際の資料として
- 児童指導主任・生徒指導主事が中心となって行う校内研修資料として
- いじめ発生時の対応をチェックするための資料として
- アンケートやチェックシートを作成するための資料として
- 道徳・特別活動等で実践するための資料として
- 保護者や地域の方に対する情報提供及び連携のための資料として

#### (3) 活用上の留意事項

本資料は、栃木県教育委員会事務局学校教育課児童生徒指導推進室のホームページにも掲載しています。各学校では、ダウンロードし、必要に応じて内容を加え、自校化を図るなどして活用してください。



# いじめとは

## 1 いじめの定義

### (1) 文部科学省の定義

以前の定義

「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」

現行の定義

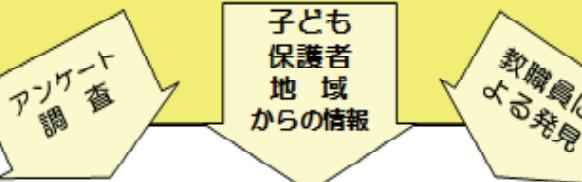
「一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」

平成18年にいじめの定義が、上記のように変更され、いじめられる側が精神的・身体的苦痛を感じているものとして見直されました。

### (2) 本県としてのいじめ認知の考え方

#### いじめ認知の流れ

##### ①いじめの可能性を広く把握



##### ②学校としての調査・指導

いじめ対策委員会等の活用

##### ③学校が判断

①②の過程で学校として、いじめと判断したもの

本県ではいじめ認知までの流れを左図のように捉えています。

いじめか、いじめでないかは、人により感じ方、捉え方が様々であることから、判断が非常に難しい場合もあります。

しかし、いじめにつながる可能性のある全ての事例に対して、学校が積極的に対応することが大切です。

得られた情報を共有し、整理した上で、客観的な判断をしていきます。そのためには、校内体制を整備し、組織的に関わることが必要です。

## 2 いじめに対する基本的な考え方

### (1) いじめは絶対に許されない行為

基 本

「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」との認識を持つ

教職員は「いじめは絶対に許されない」という強い認識に立って、この問題に取り組まなければなりません。「いじめは必要悪である」「いじめられる方にも悪い点がある」などの考えは一切否定されるべきものです。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないとの認識も持たなければなりません。

### (2) いじめ発生の可能性

基 本

「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」との認識を持つ

「自分の学級にはいじめはない」「あの子に限って」などの思い込みは、いじめ発見の機会を見逃すだけでなく、対応を遅らせたり問題をこじらせたりすることにもつながります。どの学級や学校にもいじめが発生し得るという危機意識を持ち、子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発するサインをあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努めることが重要です。

### (3) いじめの未然防止は重要課題

基 本

「いじめの未然防止は、全ての学校・教職員の重要課題」と捉える

いじめの未然防止は、全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題です。

そのためには、日頃から、全ての教師が個に応じた分かりやすい授業を行うことや、深い児童生徒理解に立ち、児童・生徒指導の充実を図ることで、子どもたちが生き生きとした学校生活を送ることができるようしていくことが何より大切です。

また、いじめは、加害者と被害者の関係だけで起こるのではなく、学級の雰囲気の影響も大きいので、いじめをさせないという人権に配慮した環境づくりを心がけるとともに、自分たちでいじめの問題を解決できる力を育成することも必要です。

もし、いじめが発生してしまった場合には、その本質を見抜きながら、小さな芽のうちに摘み取ることに全力を尽くし、解決に向け組織的に対応していくことが重要です。そして、このことこそが、学校、教師の力量と言える訳です。

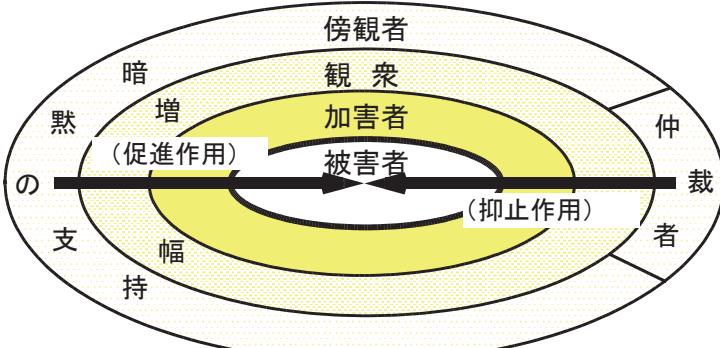


### 3 いじめの構造と動機

#### (1) いじめの構造

いじめは、いじめる子どもといじめられる子どもだけに目が注がれがちですが、「観衆」や「傍観者」などの周囲の子どもたちの反応が大きく影響しています。

いじめの4層構造



(1986 森田、清水による)

「観衆」…いじめをはやし立てておもしろがって見ている子どもたちであり、明らかにいじめを支持する層。

「傍観者」…見て見ぬふりをしている子どもたちであり、自分へのいじめの広がりを恐れ、いじめている子どもへの服従の態度を示すなど、いじめを黙認する存在。

上図に示すように、観衆や傍観者がいじめを否定的に捉えれば抑止作用となり、いじめは沈静化に向かいますが、黙認すれば促進作用となり、いじめを一層助長させることにつながります。



#### (2) いじめの動機

いじめの動機は、例えば次のように分類することができます。

- ①仲間求め（友人〈仲間〉を求めている）
- ②欲求不満（欲求不満があり、そのいろいろを晴らしたい）
- ③反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ④嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ⑤支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ⑥愉快犯（遊び感覚で愉快な気持ちを味わおうとする）
- ⑦嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい、近寄らせたくない）
- ⑧同調性（強いものに追従してしまう、数の多い側に入っていたい）

（「いじめの心理と構造をふまえた解決の方策」東京都立研究所(H10.3)より要約引用）



# いじめの態様

子どもたちの中で起こりがちないじめには以下のような態様があり、子どもたちの発達の段階を踏まえた対応が大切になります。

発達の段階別 発生傾向		男女別 発生傾向	態 標 面	具体像や特徴等	対応や未然防止の具体策
小学校 低 中 高	中 高 学 校				
		男女とも	<b>悪口を言う</b>	・あだなや「ばか」等同じ言葉を繰り返し、直接本人に言う。	・その都度指導する。 ・学級で言ってはいけない言葉を指導する。 ・欲求不満の表出や仲間求めのサインの場合もあるので、言語での感情表現を促す。 ・被害者には「先生に話してよかった」と安心感が持てるよう配慮する。
		男女とも	<b>叩く、ける</b>	・単独でちょっとかいを出すような行為が多い。	
		男女とも	<b>仲間外れ</b>	・「〇〇ちゃん遊ぼう」「〇〇ちゃんはだめ」等。	
↔		男女とも	<b>学童保育 でのいじめ</b>	・悪口を言ったり、叩くけるなどの行為。上級生が下級生をいじめるケースもある。	・実態把握が難しい場面なので、学童保育への行き渡りや下校時の整列の様子を観察し、気になるときはすぐに情報を集め本人の話を聞く。 ・学童保育の職員や関係学年・学級の教職員と協力して指導し、見守り、再発がないかを折に触れて確認していく。
↔		男女とも	<b>登下校班 でのいじめ</b>	・後ろから小石を投げたり、突いたりする。急に走り出して一人にしたり荷物を持たせたりする。	
↔		男女とも	<b>仲間はずれ</b>	・数人で遊びに入れないなど、休み時間等での仲間はずれがある。	・気の合う者同士で小集団が形成され違う雰囲気を持つ子などが排斥されがちな時期なので、様々なメンバーを変えた集団で活動させ、違いを受け入れ合う雰囲気をつくる。
↔		男子に 多い	<b>殴る、ける ぶつかる</b>	・数人で行ったり、他の者が見ている状態で行ったりする。	・“自由”によるグループ編成をしない。 ・「観衆」や「傍観者」に対しても抑止力になるよう働きかける。
↔		男女とも	<b>スポーツ 少年団等 でのいじめ</b>	・スポーツ少年団等での上手下手による力関係が、学校生活にも持ち込まれ、下手な子がいじめの対象になる。	・「〇〇さんは下手だ」などの保護者の日頃の発言や保護者同士の人間関係が反映されているケースがあり苦慮するが、子どもたちへの指導は影響されることなく行う。 ・スポーツ少年団等との連携を図る。
↔	*学年が 進むと女 子に多い	男女とも	<b>物かくし</b>	・筆入れや靴、上履きを隠すことが多い。 ・学年が進むごみ箱や下水、トイレ等汚い場所への放置が増える。	・行為の卑怯さを訴える。 ・持ち物の管理、整頓を促す。 ・被害者の物を一時、預かる。 ・教室移動は整列させて一斉に行う。 ・巡回指導を強化し、教師集団が注視していることを示す。
↔	*学年が 進むと女 子に多い	男女とも	<b>悪口を言う あざける</b>	・数人でわざと聞こえるように言う。 ・「キモい」「ウザい」などの手紙を机等に入れる。	・個別に事実確認し、指導する。 ・スケープゴートの可能性もあるので、加害者たちの力関係や緊張の状態を探り緩和する。 ・学級(学年・全校)で行為の卑怯さを訴える。
↔		男女とも	<b>落書き 物壊し</b>	・持ち物のほか、黒板や壁等への落書きも多い。 ・入学時には自転車壊しや鍵の投げ捨てが目立つ。	・安易に他者の物をさわったり使ったりする傾向があるので、許可無く触ってはいけないとマナー指導を行ったり、教室内外の環境整備をしたりして事前策を講じる。 ・加害者特定に努め、十分に反省させる。
↔	女子に 多い	女子に 多い	<b>グループ内 での 仲間はずれ</b>	・それまで一緒に行動していた仲良しグループ内の仲間はずれ。	・教師が立ち会い、各々の言葉の不足や解釈の違いを補説しながら話し合わせる。
↔	女子に 多い	女子に 多い	<b>集団全体 での 無 視</b>	・手紙やメール等で「〇〇を無視しよう」という指示がまわる。	・授業中の手紙書きの禁止や携帯電話の取り扱いについて指導する。 ・指示した者だけでなく、誘いにのってしまった者にも、「加害者」の認識をもたせて反省させる。

発達の段階別 発生傾向		男女別 発生傾向	態 勵 様 面	具 体 像 や 特 徴 等	対応や未然防止の具体策
小学校	中学校				
低年	中年	高年			
		女子に 多い	陰 口	<ul style="list-style-type: none"> <li>陰口を耳にした第三者が本人や周囲に話し、言つた者がいじめの対象になつたり、グループ間の対立になつたりする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>陰口の見られる集団には、定期的に陰口の有無等を問う調査を実施し、予防に努める。</li> <li>集団にストレスや緊張状態が見られるとときは、ゲームなどを取り入れ、発散させる。</li> </ul>
		男女とも	さ け る	<ul style="list-style-type: none"> <li>その子の持ち物にさわりたがらない。</li> <li>机を付けない。</li> <li>清掃時に机を運ばない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教師自身がその子を大切にしていることを自ら示す。</li> <li>孤独感を与える行為だと理解させる。(ロールプレイ等を用いる)</li> </ul>
		男子に 多い	ぶつかる 小 実く プロレス ごっこ 肩パンチ	<ul style="list-style-type: none"> <li>すれ違いざまに起る。</li> <li>遊びの様相を呈する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遊びやふざけの形態で見分けが難しいが、「間違いです」「遊びです」という言葉に惑わされず、「先生にはそうは見えません」「親しき仲にも礼儀あります」などと、毅然として介入し、よくない行為との判断を示す。</li> </ul>
		男子に 多い	命 令・脅 し	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習用具を持たせるなどの命令や、「約束だ～しろ」「～しないと殴るぞ」など。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>罰ゲーム的に行われていても、仕組まれている雰囲気があったり、特定の者に集中したりするときは、遊びやふざけの場合と同様、毅然として介入する。</li> </ul>
		男女とも	ぱい菌回し	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の者がさわった所をタッチして「ぱい菌」とか「汚い」と囁しながら次々に回す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学年や全校体制で禁止する。</li> <li>自分が言われたらどのような気持になるか、相手の立場に立て考えさせる。</li> <li>人を「ぱい菌」や「汚いもの」扱いすることは恥ずかしい行為だと指導する。</li> </ul>
		男女とも	冷 や か し からかい	<ul style="list-style-type: none"> <li>「〇〇さんの好きな人」「お似合いのお二人さん」など、異性のことをからかいの内容にする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>異性への興味関心が高まる時期である。異性へのあこがれや愛情といった繊細な感情は大切に扱うもので、からかう道具にすべきでないと教える。</li> </ul>
		男子に 多い	ズボン下げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>下着まで下げ、それが原因で、深い傷を与えかねない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゲーム感覚で行われているが、相手に深刻な苦痛を与えるだけでなく、正に人権侵害であることを理解させ、学年や全校体制で厳禁にする。</li> </ul>
		男女とも	性 的 な 毒 め	<ul style="list-style-type: none"> <li>写真を撮りメールで流すなど、発展する場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪行為は警察や児童相談所と連携して指導する。</li> </ul>
		男女とも	部活動中のいじめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>部活中に、練習に見せかけてボールをぶつけたり、ミスを罵ったりする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>威圧的な指導ではなく、両者から不満等を聞き取り、関係修復を仲介する。</li> <li>同じ目標を持つ仲間としての意識を高める。</li> </ul>
		女子に 多い	メ リ ー 等 でのいじめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>誹謗中傷や罵詈雑言をメールで流したり、掲示板に書き込んだりする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報モラルに関する指導を実施する。</li> <li>例を挙げて具体的に繰り返し指導する。</li> </ul>
		男女とも	噂 流 し	<ul style="list-style-type: none"> <li>進学時やクラス替え時に、かつてのよくない噂や悪口を流布する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新集団初期からエンカウンター等を実施し、噂が出来る前に仲良くさせる。</li> <li>小(中)学校や前学年との情報交換を密にし、被害の可能性の高い生徒を把握しておく。</li> </ul>
		男女とも	授 業 中 の からかい	<ul style="list-style-type: none"> <li>指名されたときや発言時に咳払いしたり、口まねしたり、笑ったり、目配せしたりする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「その咳払いはどういう意味ですか」などとその場で介入する。</li> <li>教科担任同士で情報交換を密にし、同一歩調で指導していく。</li> <li>誰からスタートし、どう広がるかを観察して集団の力関係を把握し指導に生かす。</li> </ul>
		男女とも	仲間はずれ	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習や諸活動でペアやグループにならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意図的なペアリング、グループングで活動させる。給食の時、自由グループにさせない。</li> </ul>
		男女とも	嫌がらせ からかい	<ul style="list-style-type: none"> <li>通りすがりに「キモい」「ウザい」など、悪口や皮肉を聞こえよがしに言って笑う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>言葉は残らないため事実を隠すことがあるので、現場を押さえることに努める。被害者に「何時・どこで・誰に・何を言われた(された)」を記録させるようにする。</li> </ul>
		男子に 多い	暴 力	<ul style="list-style-type: none"> <li>かなり意識的に殴ったり、けつたりする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>観察法に加え、アンケートや教育相談を定期的に行ったり、教職員間で情報交換を密にしたりして実態把握に努める。</li> </ul>
		男子に 多い	た か り パ シ リ	<ul style="list-style-type: none"> <li>「貸して」と金銭や物を強要し、返さない。</li> <li>お金を渡さず昼食を買いに行かせる使い走り等。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪性が高いケースは、警察と連携する。</li> <li>処罰等に関して、事前に説明責任を果たす。</li> </ul>



# 指導体制・組織的対応

## 1 未然防止・早期発見を目指す日常の取組

### 管理職（校長・教頭）

- 学校の方針の提示
- いじめを許さない姿勢の徹底
- 風通しのよい職場づくり
- 保護者・地域との連携

### 児童生徒支援委員会

【定期開催】

- ・年間指導計画の作成
- ・校内研修会の企画、立案
- ・調査、報告による情報の整理・分析
- ・要配慮児童生徒への支援方針決定
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断

いじめを認知  
(疑惑やたとへ)

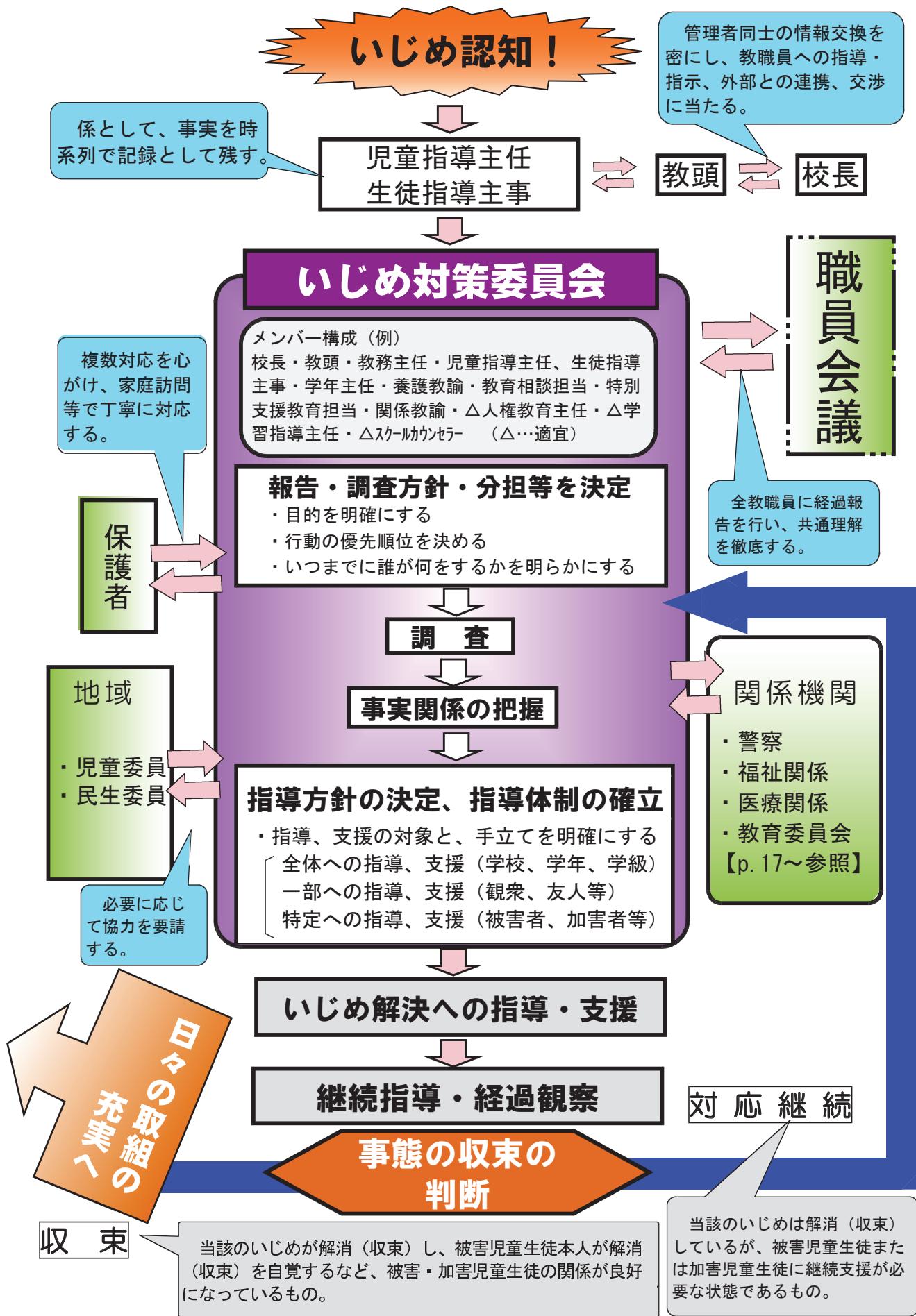
### 未然防止

- ◇学業指導の充実
  - ・学びに向かう集団づくり
  - ・子どもが意欲的に取り組む授業づくり
- ◇道徳教育の充実
  - ・道徳性・道徳的実践力の醸成
  - ・「とちぎの子どもたちへの教え」の推進
- ◇特別活動の充実
  - ・望ましい人間関係の構築
- ◇教育相談の充実
  - ・児童生徒理解の深化
- ◇人権教育の充実
  - ・人権意識の高揚

### 早期発見

- ◇情報の収集
  - ・子どもの観察による気付き
  - ・地域、保護者、児童生徒からの相談・訴え
  - ・アンケートの実施
  - ・各種調査の実施
  - ・教育相談、保護者懇談の充実
  - ・子どもと過ごす時間の確保
  - ・関係機関との定期情報交換
  - ・養護教諭からの情報提供
- ◇情報の共有
  - ・朝の打合せ、職員会議での情報交換
  - ・校内研修による要配慮児童生徒の実態把握
  - ・職員室での情報交換
  - ・進級時の引継ぎ

## 2 緊急時の組織的対応





## いじめの早期発見

いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、いじめの早期発見・早期対応です。

いじめは、子どもの観察やアンケート調査等、学校の教職員が発見する場合と、本人からの申し出や保護者・地域からの情報など学校の教職員以外からの情報により発見する場合があります。

平成23年度の本県のいじめ発見のきっかけは以下のとおりです。

- ①本人からの申し出（26%）
- ②アンケート調査（21%）
- ③本人の保護者（20%）
- ④担任教師（17%）

これを見ると、アンケート調査や担任教師など、学校の教職員がいじめを発見したものは全体の4割程度にとどまっています。

いじめが発生した場合、被害を受けている子どもや学級（集団）、いじめを行っている子どもから、何らかのいじめのサインが発せられている場合が多く見られます。学校はこのサインを見逃すことなく捉え、早期に対応していくことが非常に重要です。

ただし、こうしたサインをもとに、いじめに関係すると思われる子どもたちからいじめの確認をする際、いじめている側が集団化している場合には、口裏を合わせて全員で否定するケースがあります。

このような場合、ここで学校側がいじめの追及をやめてしまうといじめは一層潜行し、深刻化します。いじめている子どもたちは、学校はいじめを見つけられないと確信するからです。

明らかにいじめのサインが発せられている場合、緊急のいじめアンケートを実施したり、保護者の協力を得たりするなど、さらに一步踏み込んだ対応をしていくことが必要となります。



## 1 いじめられている子のサイン

いじめられている子どもは自分から言い出せないことが多いものです。多くの教師の目で、多くの場面で、子どもの様子を観察し、子どもが発する「小さなサイン」を見逃さず、発見することが大切です。

### サイン

#### ◆登校時・朝の会

- 遅刻・欠席が増える。
- 始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- 教師と視線が合わず、うつむいている。あいさつをしなくなる。
- 一緒に登校する友人が違ってくる。
- 体調不良（頭痛、腹痛、吐き気）を訴える。
- 欠席・遅刻・早退等の理由を明確に言わない。
- 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。
- 担任教師が教室に入室後、遅れて入室する。

#### ◆授業中

- 保健室、トイレに行くようになる。
- 授業道具等の忘れものが目立つ。
- 用具・机・いす等が散乱している。
- 決められた座席と違う場所に座っている。
- 正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。
- 教科書、ノート等に落書き、汚れがある。
- 授業中ぼんやりして、作業が継続しない。
- 他の子どもから発言を強要される。突然個人名が出される。
- グループ分けで孤立する。グループ活動で話しかけられない。
- 球技の際にパスされなかったり、パスが集中したりする。

#### ◆昼食時・休み時間・清掃時

- 会食時、机を寄せて席を作ろうとしない。寄せてもすき間がある。
- 食べ物にいたずらをされる。（盛り付けない、多く盛り付ける、意図的な配り忘れ）
- 片付けを一人でしている。
- 休み時間に自分の席から離れないようにしている。
- 訳もなく階段や廊下を歩いていたり、用もないのに職員室や保健室に来たりする。
- 遊びと称して友達とふざけ合っているが表情がさえない。
- 一人で離れて清掃している。
- 衣服が汚れていたり濡れたりしている。

#### ◆帰りの会・放課後・下校時

- 帰りの会に遅れてくる。
- 配布したプリント等が渡らない。
- 慌てて下校する。または、いつまでも学校に残っている。
- 靴やかばん、傘、自転車の鍵など持ち物が紛失する。
- 部活動に遅れて来たり、欠席したりすることが多くなる。
- 部活動で一人で準備、後片付けをさせられている。
- 下校の通学路で、友達に荷物を持たされている。

## 2 いじめている子のサイン

次のような言動が見られるときはいじめが潜んでいる可能性があります。いじめている子がいることに気付いたら、子どもたちの中に積極的に教師が入り、コミュニケーションを増やし、状況把握をすることが早期の解決に結び付きます。

### サイン

- 教室や廊下、階段で仲間同士集まり、ひそひそ話をしている。
- ある子どもにだけ、周りの子たちが異常に気を遣っている。
- 発言に対して、他の友人と顔を合わせて笑ったり、さげすんだように反応したりしている。
- 仲間だけに分かるようなサインや隠語を使っている。
- 教師が近付くと、グループの子どもが急に仲のよいふりをしたり、または不自然に分散したりする。
- 自己中心的な言動が目立ち、ボス的な存在の子がいる。

## 3 教室でのサイン

学級の雰囲気によっては、教室内がいじめの温床となる場合があります。特にいじめを助長する観衆、傍観者が多い学級では下記のようなサインが強く表れます。

こうしたときには、学級におけるいじめの存在を強く意識し、教師が教室にいる時間を増やし、サインを見逃さないようにすることが大切です。

### サイン

#### ◆雰囲気

- 嫌なあだ名が聞こえる。
- 発言に対してやじや冷やかしが聞こえる。
- 席替えなどで、隣の席になることを嫌がる。
- 何か起きると特定の子どもの名前が出る。
- ルールを守らない子どもが多い。
- 配布したプリントが渡っていない。
- 特定の子の机が運ばれない。
- 周囲の子が机、いすを離して座ろうとする。

#### ◆環境

- 掲示物へのいたずら、落書きがある。
- 嫌がらせの手紙や紙切れがある。
- 机にいたずらがあつたり、持ち物がなくなつたりする。

## 4 家庭でのサイン

いじめられている子は家庭でも多くのサインを出します。下のようなサインが家庭で見られたら、速やかに学校と家庭との連携が図れるよう日頃から保護者に呼びかけておくことが必要です。

### サイン

#### ◆日常生活

- 口数が少なくなり、学校や友達のことを話さなくなる。
- 友達や学級の不平・不満を口にすることが多くなる。
- 朝、なかなか起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
- 友達からの電話に出たがらなったり、遊びの誘いを断ったりする。
- 受信したメールをこそこそ見たり、電話が鳴るとおびえたりする。
- 無言等の不審な電話がかかってきたり、発信者の特定できないメールがあつたりする。
- 急に友達が変わる。
- 部屋に閉じこもり考え方をしたり、家族とも食事をしたがらなったりする。

#### ◆服装・身体・体調

- 理由のはっきりしない衣服の汚れや破れがある。
- 理由のはっきりしないすり傷や打撲のあとがある。
- 登校時間が近付くと頭痛や腹痛等の症状を訴える。
- 食欲不振、不眠を訴える。

#### ◆学習

- 学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。
- 成績が下がる。

#### ◆持ち物・金品

- 持ち物（学用品や所持品）がなくなったり、壊されたり、落書きされたりしている。
- 自転車がよくパンクする。
- 家庭から品物、お金がなくなる。
- 使途のはっきりしないお金を欲しがる。





# いじめを認知したときの対応

## 1 子どもへの対応

### (1) いじめられている子への対応

#### いじめられている子の立場で

いじめられている子どもの精神的苦痛を共感的に理解し、心配や不安感を取り除くとともに、全力で守り抜くという姿勢を基盤に継続して支援することが重要です。さらに、子どもの持っているよさや持ち味に気付かせ、伸ばし、自信を持たせるよう指導・援助することが大切です。

#### ①心のケアを図る。

- いじめられている子どもの心情を十分理解し、「絶対に守る」という学校の意思を伝え、心のケアと併せて登下校や休み時間、清掃の時間などの安全確保に努めます。
- 本人の訴えを真剣に、共感的に受け止め、心の痛みを和らげるとともに、不安の解消を図ります。

#### ②今後の対策について、共に考えていく。

- いじめを解決する方法について、話し合って決めていきます。また、本人の意思を無視して強引に解決を進めないよう配慮します。
- 話し合って決めたことをもとに対応し、長期的な観察と支援を行います。その際、いじめ対策委員会（管理職、児童指導主任・生徒指導主事、教育相談担当者、養護教諭、特別支援教育担当、学年主任、担任等で構成）を組織し、指導方針を共通理解した上で役割分担し、迅速な対応を進めます。
- 保護者との連携を図り、対応策について十分に説明し、了承を得ます。

#### ③活躍の場や機会を多く設定し、認め、励ます。

- 目標を設定させ、努力する過程で認め、励まします。
- 活躍する場や機会を設定し、達成感や充実感を味わわせます。

#### ④温かい人間関係をつくる。

- 子どもに積極的に声をかけ、いつでも相談できる雰囲気をつくります。
- 人間不信に陥らせないため、温かな学級づくりに努めます。

### (2) いじめている子への対応

#### いじめは決して許されない

いじめは、人権に関わる重大な問題であり、決して許さないという毅然とした態度で指導に当たるとともに、いじめている子どもの内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行うことが大切です。

### ①いじめの事実を確認する。

- 感情的になつたり決め付けたりせず、冷静かつ客観的に事実と経過を確認します。
- いじめている子が複数の場合は、複数の教師で分担して、同時に事実と経過を聞きます。

### ②いじめの背景や要因の理解に努める。

- いじめた理由や動機を聴き、本人の心の内を理解します。
- 背後に潜むストレスや不信感などを把握します。

### ③いじめられている子の苦しみや心の痛みに気付かせる。

- 相手の苦悩を理解させ、内面に深く迫る指導を粘り強く行います。
- 指導は迅速でなければなりませんが、解決を急ぐあまり、不満感や不信感を残してしまい、さらなるいじめに発展することがないよう留意します。

### ④今後の生き方を考えさせる。

- 自分のよい面に気付かせ、それを生かすよう具体的な行動と一緒に考え実行させます。
- 再びいじめをすることがないように、思いやりの心や規範意識の醸成、人間関係の改善に向けて継続的に指導・援助します。

## (3) 周りの子への対応

### いじめはみんなの問題

いじめの特徴の一つに、いじめをおもしろがって眺めたり、見ても止めようとしたたり、あるいは見て見ぬふりをしたりして、誰にも発信しない子どもが多いことが指摘されています。加害・被害の子どもだけでなく、このような周りの子どもに対しても、適切な指導を行うことにより、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成することが大切です。

### ①自分の問題として捉えさせる。

- いじめの問題について話し合わせ、いじめをなくすためにはどうしたらよいのかを子どもたち全員に自分の問題として考えさせます。
- 見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為も、いじめと同様であることを理解させます。

### ②望ましい人間関係づくりに努める。

- 特別活動等の時間を通して、互いに認め合い、尊重し合うなど望ましい人間関係をつくります。
- 子どもたちに勇気や正義感、思いやりの心を育成するため、道徳の時間や学級活動等において、関連する内容を扱い指導します。

### ③自己有用感が味わえる学級づくりに努める。

- 子どもたち一人一人が活躍できる場を意図的、計画的に設定し、日頃から言葉かけを多くし、子どものよさを認め、ほめることを心がけます。
- 班活動や係・当番活動、委員会活動等において学級の一員としての役割を担わせ、みんなの役に立っているという実感を子どもが持てるように配慮します。

## 2 保護者への対応

### (1) いじめられている子の保護者に対して

保護者から相談された場合	学校でいじめに気付いた場合
打ち明けるまでの苦悩を十分に理解し、少しでも安心感を与えるようにします。	保護者に連絡をとり、何が起きたかということ、どのように対処するかということを説明します。
<ul style="list-style-type: none"><li>・まず、できる限り口を挟まず、じっくりと話を聞く。</li><li>・何よりも辛さや苦しさに対して、本気になって精一杯の理解を示す。</li><li>・子どもをいじめから守るために、学校は全力を尽くすことを伝える。</li><li>・家庭では、子どもに寄り添いながら親子のコミュニケーションを大切にするなど、協力を求める。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・保護者が「内緒にしてほしい」という場合もあるので、保護者の気持ちを尊重し、よく話し合い、保護者や子どもが納得したことについて教師や学校は対応する。</li><li>・今後どうしたらよいか、一緒に考え、状況の経過についても逐次報告していくことを約束する。</li></ul>
複数の教師で対応する。	
「全力でお子さんを守ります」という決意を伝える。	

### (2) いじめている子の保護者に対して

- ・事実を把握したら、速やかに保護者と面談し、丁寧に説明します。
- ・いじめは誰にでも起こる可能性があること、誰もが加害者にも被害者にもなる可能性があることを伝えます。
- ・一方的に責めるのではなく、その子や保護者の心情にも配慮します。
- ・いじめている子の行動が変わるように、教師として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝えます。
- ・いじめの問題が完全に解決するまで、保護者と連絡を密に取り合い、何か気付いたことがあれば報告してもらうよう依頼します。
- ・いじめ解決後も、見守っていくということを伝えます。
- ・心配なことはいつでも相談して欲しいということを伝えます。

### (3) いじめられている子、いじめている子双方の保護者に対して

子ども同士の関係修復のために保護者同士の面談が必要な場合には、保護者間のコーディネートを行います。また、保護者への対応は必ず複数の教師で行います。

いじめに対する早期発見・早期対応は重要なポイントですが、形式的な解決を急いでではありません。加害者と被害者それぞれが、いじめ行為をどのように受け止めていたか、どのような心情でいるのかといったことの理解を十分に行いましょう。

#### 被害児童生徒の保護者がいじめ被害を訴え、相手方に強行に謝罪等を求める場合

背景にいじめに対する正義感や憤り、我が子のつらさを十分に分かってほしいこと、相手方や学校の対応に対する不満や不信等の心情があります。そうした思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨むことが必要です。

その上で、加害児童生徒の反省の様子や指導プランについて説明します。学校の「いじめを許容しない姿勢」と「被害児童生徒のケアを図る姿勢」とともに「加害児童生徒の成長を図る姿勢」を説明しつつ、学校の具体的な対応と期待する効果、学校でできることとできないことを整理して率直に伝え、理解と協力を求めることが必要です。

#### 加害児童生徒の保護者が全面的に非を認めない場合、または一部しか認めない場合

我が子への指導・措置を恐れたり、我が子の主張を鵜呑みにしていたり、日頃の学校への不満や不信が背景にあったりします。こうした思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む必要があります。

その上で、事実を正確かつ客観的に伝えること、加害児童生徒の成長上の課題や、学校生活上の問題の克服を図ることを大切に考えていることなど、具体的な期待を示し、その実現に向けた取組プランも含めて理解と協力を求めることが大切です。

#### 加害児童生徒と被害児童生徒の保護者同士が対立する場合

教師が間に入っての関係調整が必要となる場合もあります。その場合は、双方の和解を急がず、まずは教師とそれぞれの保護者との信頼関係を見直し、強化していくことが重要です。その際、担任にこだわらず、管理職等が率先して乗り出すことが有効な手段ともなります。それでも解決が困難な場合には、学校のみで解決することに固執することなく、教育委員会や関係機関と適切な連携を図り、解決を目指します。

### 3 関係機関との連携

いじめには人間関係、生活環境や生育歴等、様々な要因が絡み合っていることがあります。学校だけでの解決が困難なものもあります。それらの課題を適切に解決し、いじめの解消を図るには、学校以外の関係機関との連携が必要です。連携では、単なる情報の交換だけではなく、相互に一体的な対応を行うこと（行動連携）が重要です。日常の取組の中でも、緊急対応における場合にも、それぞれの関係機関の特徴を理解し、必要に応じた連携が図れる組織づくりが求められます。

#### (1) 警察との連携

暴行や脅迫等を伴ういじめや、ネットによるメールや掲示板での誹謗・中傷行為は犯罪行為です。いじめられている子、いじめている子双方の保護、健全育成のためにも警察との連携は重要です。

特に

- 児童生徒の生命身体の安全が脅かされる事案
- 犯罪等の違法行為がある事案

など、学校長が警察への連絡が必要と認めたものについては、管轄の警察署へ連絡の上、連携協力し、児童生徒の安全確保、健全育成を図ります。

#### (2) 福祉関係との連携

いじめの背景には、家に居場所がない不安感や、不安定な生活環境、しつけができないなどの養育困難、虐待等、家庭に原因があることもあります。

特に

- 家庭の養育に関する指導・助言
- 児童生徒の生活・環境の状況把握

など、児童相談所や民生委員、児童委員と連携を図りながら、家庭を含めた児童生徒の健全育成を図ります。

#### (3) 医療機関との連携

いじめられていた子は、いじめが解消された後も不安な気持ちが残り、引きこもりや不登校になる心配もあります。

特に

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療、指導・助言

など、医療機関と連携して適切な指導を受け、精神の安定と改善を図ります。

#### (4) 教育委員会との連携

保護者への対応、上記関係機関との調整など、学校だけで体制づくりが難しいこともあります。

特に

- ケース会議の開催、サポートチームの編成
- 関係機関との連絡・調整、相談員・支援員の配置

など、まずは教育委員会と連携し、組織体制を整えて問題に取り組むことが大切です。

## 4 関係機関の連絡先

### (1) 警察の連絡先

名称	住所	電話番号
少年サポートセンター	宇都宮市塙田1-1-20	0120-87-4152
宇都宮中央警察署	宇都宮市下戸祭1-1-6	028-623-0110
宇都宮東警察署	宇都宮市今泉町2996-2	028-662-0110
宇都宮南警察署	宇都宮市みどり野町1-8	028-653-0110
小山警察署	小山市若木町1-6-40	0285-25-0110
足利警察署	足利市千歳町94-7	0284-43-0110
栃木警察署	栃木市箱森町40-14	0282-25-0110
那須塩原警察署	那須塩原市方京2-15-1	0287-67-0110
佐野警察署	佐野市浅沼町573-6	0283-24-0110
鹿沼警察署	鹿沼市上殿町1000-5	0289-62-0110
真岡警察署	真岡市荒町115	0285-84-0110
下野警察署	下野市下古山2451-41	0285-52-0110
大田原警察署	大田原市紫塚1-1-4	0287-24-0110
今市警察署	日光市今市1378-1	0288-23-0110
さくら警察署	さくら市馬場786-1	028-682-0110
矢板警察署	矢板市中2001-1	0287-43-0110
日光警察署	日光市稻荷町2-2-2	0288-53-0110
那須烏山警察署	那須烏山市初音3-6	0287-82-0110
茂木警察署	茂木町茂木209-2	0285-63-0110
那珂川警察署	那珂川町北向田85	0287-92-0110

## (2) 福祉・医療機関の連絡先

名称	住所	電話番号
中央児童相談所	宇都宮市野沢町4-1	028-665-7830
県南児童相談所	栃木市沼和田町17-22	0282-24-6121
県北児童相談所	那須塩原市南町7-20	0287-36-1058
県東健康福祉センター	真岡市荒町2-15-10	0285-82-3321
県南健康福祉センター	小山市大塚3-1-1	0285-22-0302
県北健康福祉センター	大田原市住吉町2-14-9	0287-22-2257
県西健康福祉センター	鹿沼市今宮町1664-1	0289-64-3125
安足健康福祉センター	足利市真砂町1-1	0284-41-5900
今市健康福祉センター	日光市瀬川51-8	0288-21-1066
栃木健康福祉センター	栃木市神田町6-6	0282-22-4121
矢板健康福祉センター	矢板市本町2-25	0287-44-1296
烏山健康福祉センター	那須烏山市中央1-6-92	0287-82-2231
精神保健福祉センター	宇都宮市下岡本町2145-13	028-673-8785

## (3) 教育委員会への連絡先

名称	住所	電話番号
栃木県教育委員会 児童生徒指導推進室	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-3359
河内教育事務所	宇都宮市竹林町1030-2	028-626-3184
上都賀教育事務所	鹿沼市今宮町1664-1	0289-62-0162
芳賀教育事務所	真岡市田町1568	0285-82-5274
下都賀教育事務所	栃木市神田町6-6	0282-23-3782
塩谷南那須教育事務所	矢板市鹿島町20-22	0287-43-0609
那須教育事務所	大田原市中央1-9-9	0287-23-2194
安足教育事務所	佐野市堀米町607	0283-23-5497
子どもと保護者の教育相談	宇都宮市瓦谷町1070	028-665-7210
栃木県教育研究所	宇都宮市駒生1-1-6	028-621-7274
各市町教育委員会		



# ネットいじめへの対応

## 1 ネットいじめとは

特定の子どもの誹謗中傷を不特定多数のケータイ等にメールで送信する。

「〇〇さんはいじめをしている。このメールを4人に送れ」という事実無根のメールを複数のクラスメイトに送信された。

特定の子どもになりすましてネット上で活動し、その子の社会的信用を落としめる行為等を行う。

私になりすましてプロフが作成され、「暇だからメールして」などの書き込みとともに、メールアドレスや電話番号を勝手に記載された。

掲示板・ブログ・プロフ等に特定の子どもの誹謗中傷を書き込む。

学校裏サイトに、「〇〇さんを無視しよう」「〇〇さんの顔がキモイ！」などという実名入りの書き込みをされた。

掲示板・ブログ・プロフ等に特定の子どもの個人情報を無断で掲載する。

他人にホームページを無断で作成され、顔写真を勝手に載せられた上、「キモイ！」「ウザイ！」などの書き込みをされ、クラス全体から無視された。

### 一ネットいじめの恐怖一



## 2 ネットいじめは犯罪行為

### 文字を使つたいじめ

- 直接本人に「死ね」「学校へ来るな」等のメールを送ったり掲示板に悪口を書き込んだりする。
- メールで「無視しよう」という指示等をまわす。

刑法222条（脅迫）  
刑法223条（強要）  
刑法230条（名誉毀損）

### 画像を使つたいじめ

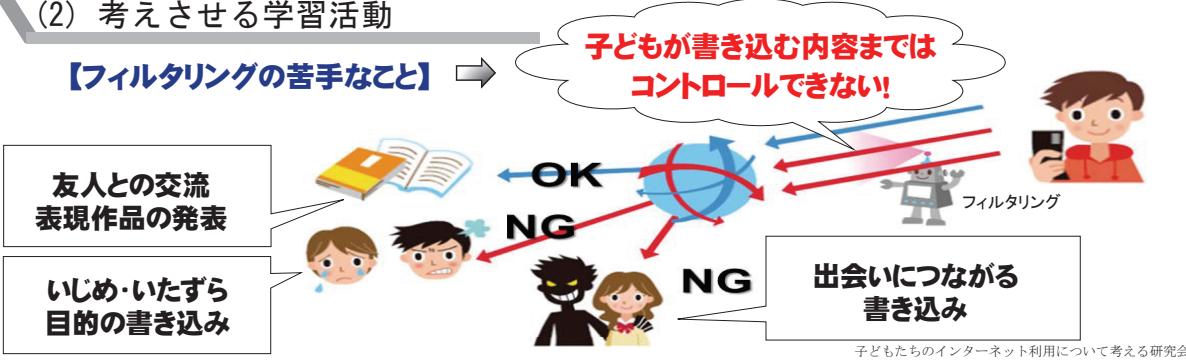
- 服を脱がせて写真に撮り、メールで流す。
- 本人が嫌がる画像等を掲示板に貼り付ける。

刑法175条（わいせつ物領布等）  
刑法223条（強要）  
刑法230条（名誉毀損）

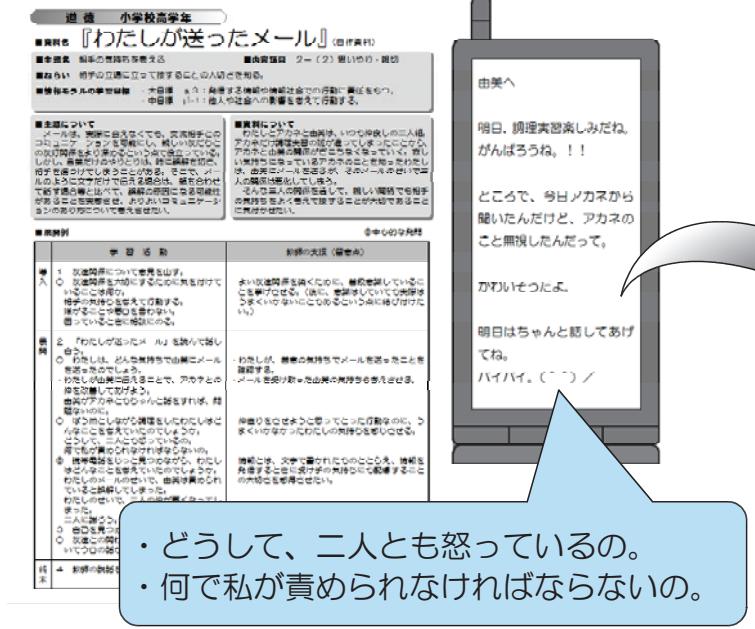
### 3 子どもたちを被害者にも加害者にもしないために



## (2) 考えさせる学習活動



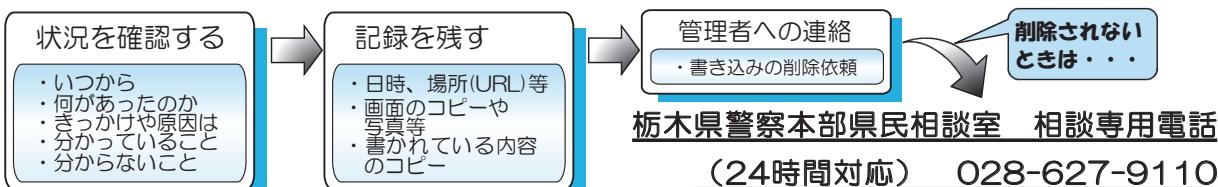
子どもたちのインターネット利用について考える研究会  
<http://www.child-safenet.jp/>



※平成23年度「情報モラル育成資料集」  
栃木県教育委員会より全小中学校教員に配布。

※スマートフォンのフィルタリングについては、  
フィルタリングが効かない危険性があります。

#### 4 掲示板等への不当な書き込みの対処法





# いじめの予防

いじめの問題への対応は、早期発見・早期対応が最大のポイントですが、それ以前にいじめを起こさせないための予防的取組が求められます。そのためには、学校教育活動全体を通して、児童生徒一人一人に存在感や達成感を与えるとともに、思いやりの心や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要です。

## 学校体制の構築

校長のリーダーシップの下、いじめの防止に向けた学校体制を確立し、いじめを許さない学校づくりに努めます。

学業指導の充実(p.22~)

保護者・地域との連携(p.36~)

「集団づくり」と「授業づくり」に努め、開発的・予防的な児童・生徒指導を推進することで、いじめの予防につなげます。

日頃から家庭・地域へいじめの問題に関する啓発に努め、学校と家庭・地域が連携・協働できる体制づくりを推進します。

道徳教育の充実(p.24~)

人権教育の充実(p.34~)

道徳の時間を要として、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度等を養い、いじめをしない、許さない心を育みます。

友達の思いを共感的に受け止めることができる豊かな感受性や、仲間と協力していじめをなくそうとする実践力を育成します。

特別活動の充実(p.28~)

教育相談の充実(p.32~)

望ましい集団活動を通して、一人一人が互いのよさや可能性を認め、生かし、伸ばし合えるような人間関係を築くことで、いじめが起こりにくい集団をつくります。

児童生徒が気軽に相談できる体制をつくるとともに、様々な悩みに適切に対応し、児童生徒が安心して学校生活が送れるようにします。

## 1 学業指導の充実

いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こりうるものであることから、一部の児童生徒だけではなく、全ての児童生徒を対象とした未然防止の取組が求められます。いじめの発生は、学校や学級等、集団の雰囲気によっても大きく左右されるため、「集団づくり」と「授業づくり」を一体的に行う学業指導の充実を図ることが必要です。安心できる温かな環境において、一人一人が授業等を通し、達成感や自己肯定感を得られることは、いじめを許さない風土づくりの基盤となります。

このように、日々の学級経営や授業経営を見直し、児童生徒が、学校や学級に「居場所」を感じることができるように指導・援助することがいじめの未然防止には大変有効です。

平成24年3月に栃木県教育委員会が発行した、教師用指導資料「学業指導の充実に向けて」では、「学びに向かう集団づくり」「子どもが意欲的に取り組む授業づくり」について、それぞれ3つの視点に整理（イメージ図参照）し、その実践例を紹介しています。



学業指導とは、それぞれの学級を「学びに向かう集団」に高めながら、児童生徒一人一人が自らの力で様々な不適応を解消し、社会性を身に付けたり、意欲的に学習活動に取り組んで学力を向上させたりして自己実現（社会的自立）を図っていくための指導・援助のことです。

これは、「集団の中で学ぶ」という学校教育の特質を生かして、児童生徒一人一人を成長させるという考え方方に立つものです。上のイメージ図に示したとおり、学業指導を推進するには、「学びに向かう集団づくり」と「子どもたちが意欲的に取り組む授業づくり」の両側面から取り組み、相互の関連を図ることが大切です。

## いじめの予防に向けた学業指導「集団づくり」の取組例

### ■【視点】帰属意識の高い学級づくり

- 健康観察での呼名を大切にし、児童生徒一人一人の所属感を高めます。
- 清掃の役割分担を明確にしたり、協力して取り組ませたりすることで連帯感を高めます。

### ■【視点】規範意識の高い学級づくり

- 児童生徒に自分たちでルールをつくらせ、協力して実行させることで、規範意識の高揚を図ります。
- 職場体験やインターンシップをはじめとする体験的な学習を通して、社会人として求められる規範意識や倫理観を育成します。

### ■【視点】互いに高め合える学級づくり

- 帰りの会を利用して、友達のよい行動を相互に発表することで、賞賛し合える集団の雰囲気をつくります。
- 学校祭では、準備段階から生徒の主体性を尊重して取り組ませ、みんなで課題を解決する体験を通して、達成感を得られるようにします。



## いじめの予防に向けた学業指導「授業づくり」の取組例

### ■【視点】自信を持たせる授業づくり

- 分かりやすい授業を展開し、児童生徒一人一人が「できた」「分かった」という満足感を得られるようにします。
- 「小さいことから」「具体的に」「多様な方法で」の3点を心がけて、児童生徒をほめることにより意欲や自信につなげます。

### ■【視点】コミュニケーション能力を育む授業づくり

- 友達の話に真剣に耳を傾けたり、考えを述べ合ったりする対話のある授業を通して、コミュニケーション能力を高めます。

### ■【視点】一人一人の実態に配慮した授業づくり

- 授業中の様子の観察やノート・プリント等の点検を通して、児童生徒一人一人の状況に応じた学習支援を行います。
- 児童生徒を多面的・多角的に見取り、教職員間で情報の共有化を図ることで、一人一人の実態に配慮した授業づくりに生かします。



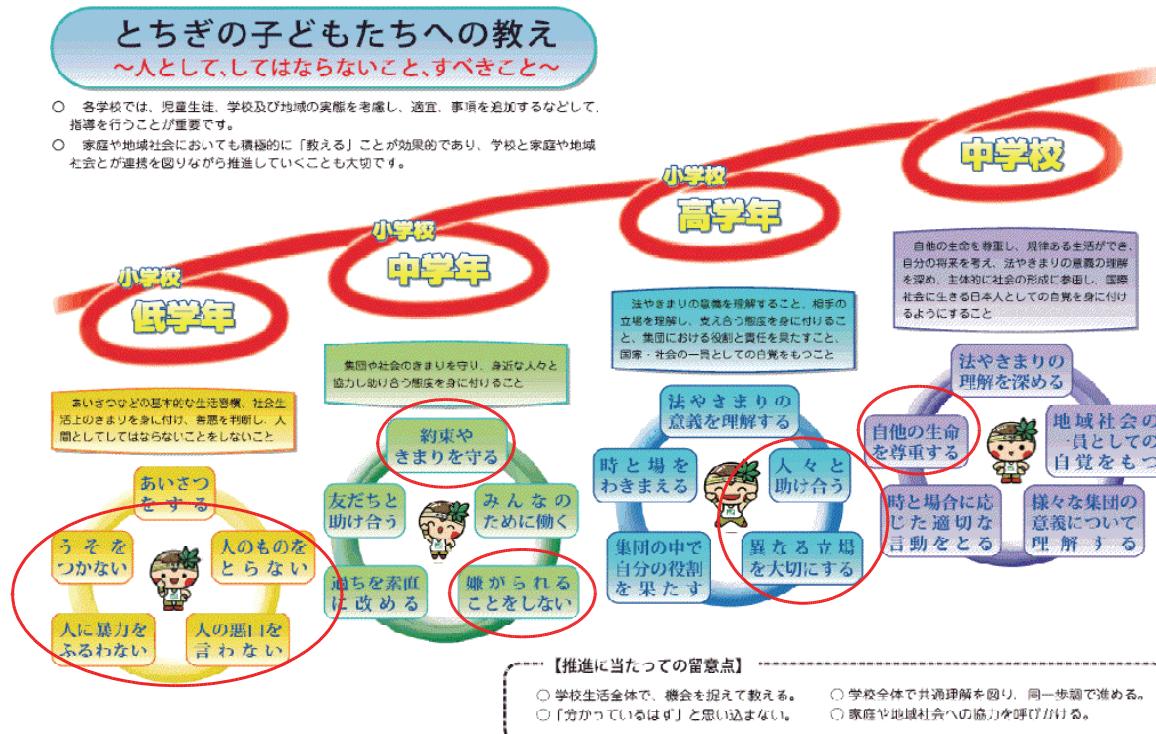
## 2 道徳教育の充実

### (1) いじめの未然防止と道徳教育

学校における道徳教育は豊かな心をはぐみ、人間としての生き方の自覚を促し、児童生徒の道徳性を育成することをねらいとする教育活動で、教育活動全体を通じて行うものです。児童・生徒指導も教育のあらゆる場面において行う機能としての性質を持っています。しかし、道徳教育は、児童生徒の道徳的心情、判断力、実践意欲や態度などの道徳性の育成を直接的なねらいとしているのに対して、児童・生徒指導は、児童生徒一人一人の日常的な生活場面における具体的な問題について指導する場合が多くなります。つまり、児童・生徒指導は道徳的実践の指導において重要な役割を担っているといえます。

このように、道徳教育で培われた道徳性や道徳的実践力を、生きる力として日常生活の場面に具現化できるように援助することが児童・生徒指導の働きであり、いじめの未然防止にもつながります。

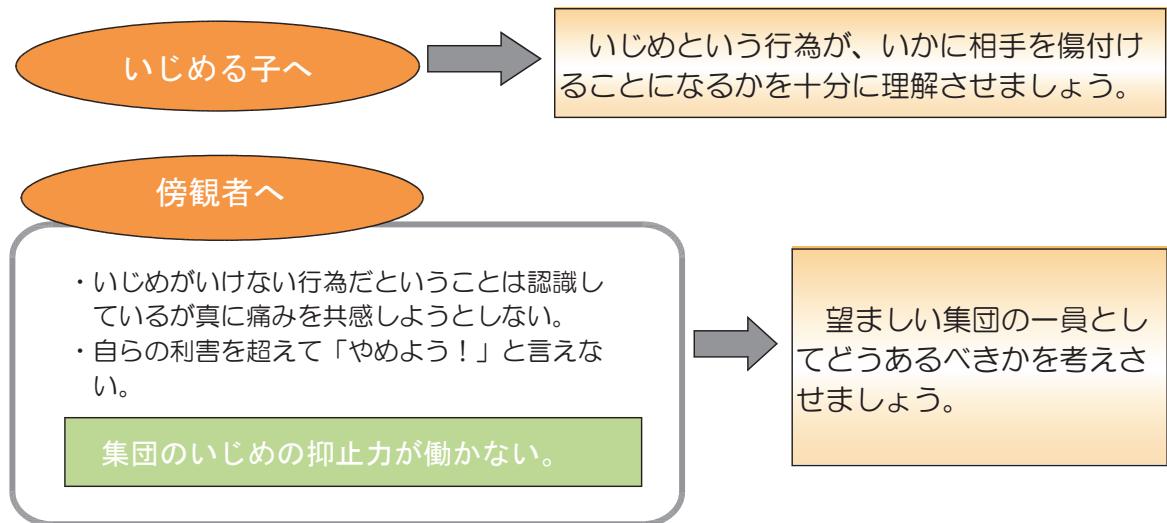
栃木県教育委員会では、平成23年度に「とちぎの子どもたちへの教え」を示しました。児童生徒の発達の段階に応じて「人として、してはならないこと、すべきこと」を踏まえた実践が望まれるところです。



(リーフレット「とちぎの子どもたちへの教え」より)

※○を付けた部分は、いじめの未然防止に特に効果的な取組です。

## ◆ いじめの未然防止指導



## ◆ 道徳の時間から未然防止へのアプローチ



## ◆ 「心のノート」の活用といじめの未然防止

「心のノート」は道徳の時間の補助資料としての活用以外にも、家庭や地域と学校をつなぐ「心の架け橋」としての役割が期待できます。地域の人々に道徳教育の重要性を理解していただき、学校と保護者や地域の人々との連携を一層充実することがいじめの防止につながります。

### 学校と保護者・地域をつなぐ「心のノート」の活用例

#### ○保護者と教師のネットワークを広げるために

「心のノート」を子どもに配布する際、保護者に「心のノート」を見てもうように依頼するとともに、学級懇談会で「心のノート」を見た感想等を交流するなどの工夫が考えられます。

#### ○子どもと家族との対話を豊かにするために

「こんな人に育ってほしい」という保護者から子どもへのメッセージ欄に保護者からの言葉を書いてもらうなどの工夫が考えられます。

#### ○保護者や地域の人々の道徳教育への関心を高めるために

「心のノート」を適切に活用して、保護者や地域の人々を対象とした道徳の時間の授業公開をすることなどが考えられます。

#### ○子どもの考え方や活動の様子を保護者や地域の人々に伝えるために

地域の回覧版や広報誌、掲示板に子どもが「心のノート」に書いた内容を記載した学級だよりを載せるなどの工夫が考えられます。



正義、公正・公平4-(3)



## (2) 道徳の時間の展開例 1

- 1 **主題名** 信頼・友情と男女の協力〔小学校高学年 2—(3)〕
  - 2 **ねらい** 相手の人格を尊重し、互いに協力し助け合おうとする心情を養う。
  - 3 **資料名** 「からかっただけなのに…」(出典: みんなで考える道徳 5年 日本標準)
- 【概要】**ある日のそうじの時間、トイレでバケツをかぶっていた広大君を海星君と幸太君が笑っていた。「ぼく」も思わず笑ってしまったが、「かかし」をやっていた広大君の目の周りは赤くなっていた。先生に「いじめている」ときびしくかられた海星君と幸太君は「ちょっとからかっただけなのに」と不きげんそうだ。友達のいない広大君と遊んでやっているのだし、みんなもぼくも絶対にいじめなんかじゃないと思うんだけど・・・。

### 4 指導過程

※いじめ予防との関連

	学習活動	主な発問と予想される児童の反応	留意点
導入		学級の実態に合わせて行う。	
展開	1 資料を読み、登場人物の考え方や行動について、自分の考えをまとめる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「広大君」「海星君」「幸太君」「ぼく」「クラスのみんな」の行動や考えをどう思いますか。</li> <li>・ぼくも注意すればいい。</li> <li>・先生についていくときも舌を出す海星君は何も悪いとは思っていない。</li> <li>・ちょっとからかっただけというまわりの人は広大君の気持ちを考えていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いつ、どこで、どんなことがあったのか、資料のポイントをおさえる。</li> <li>○その場の各人の行動を具体的につかませる。</li> <li>○それぞれの立場や行動をもとに考えさせる。</li> </ul>
	2 友達の考え方を聞いて、登場人物について話し合う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○友達の考え方を聞いて、登場人物それぞれの行動や考えをどう思いましたか。</li> <li>・自分は気付かなかっただけ、広大君ははっきり言えないのかもしれない。</li> <li>・クラスに嫌だと思っている人がいるかもしれないけど、言えないのだと思う。</li> <li>・同じ考え方の人もいれば、自分とは違う受け止め方をしている人もいる。</li> <li>○「いじめなんかじゃない」という考え方をどう思いますか。</li> <li>・広大君は笑っていても傷付いている。自分も同じような思いをしたことがあるけど言えなかった。</li> <li>・はやしたてたり、見ていたりするのもいじめに入る。</li> <li>・まわりが気付いて注意してやめさせるべきだ。</li> <li>・相手の気持ちも考えずに、いやなことをして笑っているのは、からかっているだけとは言えない。楽しいクラスではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○考え方を発表し合うことで、いろいろな感じ方があることに気付かせる。</li> </ul> <p>※「いじめられている子が悪いのではない」という点をおさえる。 ※経験から出た意見を大切にし、誰にでもどこででも起こりうることだと気付かせる。</p>
総末	3 教師の説話を聞く。	学級の実態に合わせて行う。	※信頼できる学級にするためには一人一人が相手の立場や気持ちを考えて行動することが重要であることを実感させる。

### (3) 道徳の時間の展開例 2

- 1 主題名 公正な態度〔中学校 4-（3）〕
- 2 ねらい 公正・公平なものの見方の大切さに気付くとともに、自分勝手な考え方や狭い仲間意識にとらわれず、差別や偏見のない集団生活を営もうとする意欲を育てる。
- 3 資料名 「シカト」（出典：かけがえのない君だから 1年 学研）  
**【概要】**友人からAさんの悪口を聞き、それを信じてAさんを避けるようになった「わたし」。しかし、ある日をきっかけに、あいさつや言葉を交わすようになり、Aさんに対する印象が変わってくる。もし、友人に言われるがままAさんをシカトしていたらと思うと、背筋が寒くなる思いがした。

#### 4 指導過程

※いじめ予防との関連

	学習活動	主な発問と予想される生徒の反応	留意点
導入		学級の実態に合わせて行う。	
展開	1 資料を読み、「わたし」の気持ちなどの変化について考え、話し合う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ Aさんとぶつかったとき、走って逃げたのは、どんな気持ちからでしょう。</li> <li>・ 性格が悪い人なので関わりたくない。</li> <li>・ Aさんに悪口を言いふらされたくない。</li> <li>○ あいさつを交わしたり、「わたし」に話しかけてくれたりするAさんへの気持ちが、よい方に変わってきたのはなぜでしょう。</li> <li>・ 聞いていたより悪い人には見えなくなったから。</li> <li>・ 優しそうで、心の広い人に見えてきたから。</li> <li>○ もし友人が「シカトしちゃおうよ」と言っていたら、シカトが広まっていたかも知れないと考えたのはなぜでしょう。</li> <li>・ この友人との関係を壊したくないから。</li> <li>・ シカトしないと自分も仲間はずれにされてしまうから。</li> </ul> 補 背筋が寒くなったのはなぜでしょう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害を避けたい気持ちが、このような行動につながりやすいことを共感的に理解させる。</li> </ul> <p>※ 風評等を容易に信じることの危険性を理解させ、公正・公平なものの見方の大切さに気付かせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 友人との関係や、自分自身を守りたい気持ちを過度に優先させると時にはいじめに加担することになることを理解させる。また、差別や偏見のない集団の大切さに気付かせる。</li> </ul>
終末	2 日常を振り返り、考えたことやこれからしたいことなどを書く。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 差別や偏見のない集団にするために、これからやってみたいと思うことを書きましょう。</li> <li>・ 人に左右されず、自分自身で相手を理解し、正しい判断をしたい。</li> <li>・ 誰に対しても差別せず、温かい心で勇気を持って行動したい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 一人一人にどのような行動が必要か考えさせるとともに、実践意欲を向上させたい。</li> </ul>
	3 教師の説話を聞く。	学級の実態に合わせて行う。	※ 差別や偏見のない集団生活を営もうとする意欲につなげる。

### 3 特別活動の充実

#### (1) いじめの未然防止と特別活動

いじめの背景として、家庭や地域社会などにおける子どもの人間関係の希薄化に伴う対人関係の未熟さが考えられます。つまり、いじめを予防するためには、特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てることが必要といえます。

特別活動は共感的な人間関係の下に児童生徒に自己有用感を与え、自己決定の場を設けやすい領域です。学級活動において、身近に起こり得るいじめの問題を取り上げたり、児童会・生徒会活動による「異年齢集団による交流」や「いじめ撲滅運動」を効果的に取り入れたりすることは、いじめのない学校を目指す上でも大切なことです。

#### (2) 望ましい人間関係づくりに関する学級活動例（小学校）

- 1 題材名 うれしく感じる言葉や行動〔内容（2）～ウ〕
- 2 ねらい 他の人をほめたり励ましたり、認めたりすることが、よりよい人間関係を作る上で大切なことを理解し、具体的な行動を考える。

児童の活動	主な発問と児童への支援
1 クラスの状況を振り返る。	○うれしく感じる言葉や行動と嫌だと思う言葉や行動を挙げてください。 ○このクラスはどちらの言葉や行動が多いと思いますか。
2 「聞きたくないと思った言葉や行動」が相手をどのような気持ちにさせるかを考える。	○「聞きたくないと思った言葉や行動」を受けたとき、どんな気持ちになると思いますか。（個人） ・相手に嫌な思いをさせる言葉や行動は、クラスからなくさなければならないことを理解させる。
3 「うれしく感じる言葉と行動」についてどんな効果があるかを考えながら、自分たちが実行できることを話し合う。	○「うれしく感じる言葉と行動」についてどんな効果があるかを考えながら、自分たちが実行できることを具体的に挙げてください。（グループ）
4 グループでの話合いをもとに、ロールプレイする。	○出された意見をもとに、他の人がうれしく感じる言葉や行動について、ロールプレイしてみましょう。（グループ）
5 グループで発表する。	○グループで考えたロールプレイを発表してください。
6 ロールプレイをもとに自分を振り返る。	○今日の授業で感じたことやこれからの自分はどのような行動をすればよいか、考えたことを書いてください。（自己決定させる）

### (3) 望ましい人間関係づくりに関する学級活動例（中学校）

- 1 題材名 自分と友達のよさを見つけよう〔内容（2）－イ〕
- 2 ねらい 他の人のよさを伝え合う活動を通して、今まで気付かなかった自分のよさに気付き、自分と友だちのよさを日常生活にどう生かしていくべきかを考える。

生徒の活動	主な発問と生徒への支援
1 ウォーミングアップを行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○体と心をほぐすため、まずウォーミングアップをしましょう。男女半々の円陣をつくり、端から「1・2, …」の番号をかけてください。できたペアで、お互いに肩をたたいてあげましょう。（1分間で交代）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・嫌な思いをすることがないように、どのくらい力を入れると相手は気持ちがよいのかを聞きながら行わせる。</li> </ul> </li> </ul>
2 活動のねらい、内容・ルールの説明を聞く。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○グループ活動を通して周りのみんなが自分をどのように見ているかを知り、もっと自分のよさに気付いてもらいます。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・男子3人と女子3人の6人のグループをつくり、円陣で座らせる。</li> </ul> </li> </ul>
3 グループのメンバーのよさを考え、用紙に記入する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○グループのメンバーのよい点を一人につき3つ書いてください。時間は5分間です。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・言葉が浮かばない生徒のために、肯定的な言葉を黒板に掲示しておく。</li> </ul> </li> </ul>
4 グループのメンバーに自分が考えたよさを伝える。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○代表者から一人ずつ右回りで、グループの人について、よさを伝えていきます。一回りしたら次の人にいきます。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・他人から自分のよさを聞いたたら用紙に記入させる。</li> </ul> </li> </ul>
5 グループの発表を聞いて気付いたこと、意外に思ったことを話し合う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自分のよさや友達のよさについての発表を聞いて、気付いたことや意外に思ったことなどを話し合ってください。           <ul style="list-style-type: none"> <li>○自分の特色と友達のよさを知り、それを生かしていく方法などを考えましょう。</li> </ul> </li> </ul>
6 グループで発表する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○グループの代表が話し合ったことを発表してください。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・活発な意見交換ができているグループを指名する。</li> </ul> </li> </ul>
7 グループでの話合いをもとに、自分を振り返る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○話合いをもとに、これから自分はどのように行動すればよいか、考えましょう。           <ul style="list-style-type: none"> <li>（自己決定させる）</li> </ul> </li> </ul>



#### (4) 望ましい人間関係づくりに関するホームルーム活動例（高等学校）

- 1 題材名 よりよい人間関係をつくろう〔内容（2）才〕
- 2 ねらい アサーショントレーニングを通して、相手の人権を尊重した上で、自分の意見や気持ちを場面や相手に応じて適切に表現する方法を学ぶ。

生徒の活動	主な発問と生徒への支援
1 本時のねらいを理解する。 2 アサーション度チェックを行う。	<p>○本時のねらいを説明する。</p> <p>○次のようなチェック表により自己評価を行わせ、各自の自己主張（アサーション）の特徴を確認させる。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-left: 20px;"> <p>□人からほめられたとき、素直に対応できますか。      □あなたに対する不当な要求を拒むことができますか。      □自分が間違っているとき、それを認めることができますか。      □人と異なった意見や考えを持っているとき、それを表現することができますか。</p> </div>
3 アサーショントレーニングについての説明を受ける。	<p>○自己主張には、次の3つのタイプがあることを伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①攻撃的：自分のことだけを考えて、相手を無視して自分を押し通す。</li> <li>②受け身的：自分を抑えて相手を優先し、自分のこと後回しにする。</li> <li>③アサーション：自分を大切にすると同時に、相手のことも配慮する。</li> </ul>
4 教師による具体例を聞く。	<p>○教師が、タイプごとに言葉遣いを変えて実演する。</p>
5 与えられた場面について、グループで話し合い、タイプごとの表現方法を考える。	<p>○具体的な場面を提示し、タイプごとの表現方法を考えさせる。</p> <p>例) 列に割り込んだ人に注意する時      例) 親しい友人からの頼み事を断る時</p>
6 グループごとに実演により発表する	<p>○3つのタイプの特徴が分かるように表現させる。</p>
7 他のグループの発表に対して意見を述べる。	<p>○他のグループを見てどう感じたか、何人かに発表させる。</p>
8 ワークシートに記入し、本時の活動を振り返る。	<p>○チェック表による自己評価を振り返り、本時を通して、よりよい自己主張及び人間関係の築き方について感じたことを記入させる。</p>

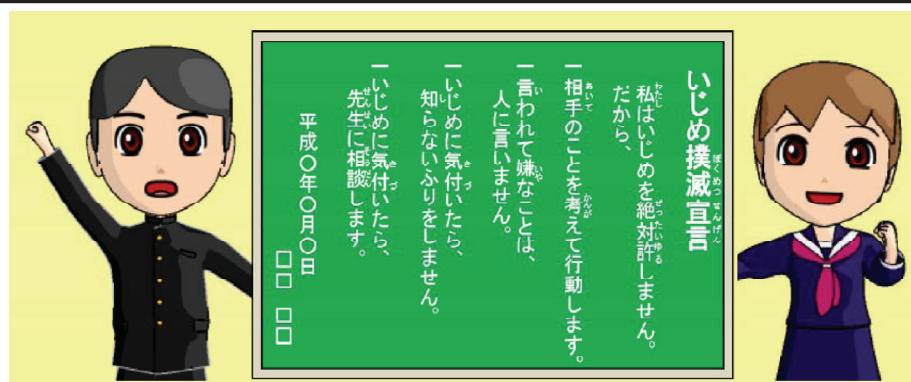
## (5) 児童会主催による「異年齢集団による交流」活動例

- 1 活動内容 児童会によるゲーム集会
- 2 ねらい 年齢の異なる児童同士が縦割り班でゲームを行い、その関わり合いの体験を通して、人間関係を築き、楽しい学校生活が送れるようとする。

プログラム（役割分担）	気を付けることや準備物
司会進行（児童会役員） ・並ばせる（集会委員）	・放送委員会…BGMとマイクの準備 ・班の札が見えるように上にあげる。
①始めの言葉	・「集会を楽しんでください」と呼びかける。
②ゲーム（体育委員） ・ゲームの説明	※どんな子でも楽しめるようなゲームとなるように、事前に高学年が計画を立てて実施する。
③先生の話	・全校児童を集めてから話を聞く。 ※教師は支援者として関わるようにする。
④終わりの言葉 ・順番に退場させる (集会委員)	・「これからも全校児童が仲よくしよう」と呼びかける。 ※BGM（校歌）を聞きながら退場してもらう。

## (6) 児童会・生徒会主催によるいじめ撲滅運動取組例

活動内容
○あいさつ運動や廊下の校内放送で、いじめ撲滅のスローガン等を呼びかける。
○文化祭、演劇鑑賞会、学習発表会等で、いじめ撲滅に関する内容を演じたり、鑑賞したりする。
○いじめ撲滅の映画等を全校放映で視聴する。
○いじめ撲滅の標語、ポスターを募集し、掲示する。
○いじめ撲滅に関する児童生徒の作文を集会で発表する。
○うれしく感じる言葉を全校生から集め、主だったものを掲示する。
○いじめ撲滅隊のシールを作成し、全校児童生徒に配布する。
○地区育成会と協力して、いじめ撲滅スローガンを書いた大凧を作成し、市の凧揚げ大会に参加する。



## 4 教育相談の充実

児童生徒が教職員に心を開くためには、信頼に基づく人間関係が欠かせません。信頼関係を育むためには、教職員が日頃から一人一人の児童生徒を、かけがえのない存在として捉えるとともに、肯定的に見ようとする姿勢や態度が重要です。

教育相談は、一人一人の生徒の教育上の問題について、本人又はその親などに、その望ましい在り方を助言することです。その方法としては、1対1の相談活動に限定することなく、全ての教職員が生徒に接するあらゆる機会を捉え、あらゆる実践の中に生かし、教育相談的な配慮をすることが大切です。

学校における教育相談を適切に行うには、単に相談の考え方や手法のみにとらわれず、学校全体として組織的に教育相談活動を推進する体制の整備が必要です。

### (1) 日常の観察・個人面談・アンケート調査等による児童生徒の理解の深化

#### ①日常の観察

日頃から児童生徒一人一人について、心身の健康状態を丁寧に観察することはとても大切なことです。

観察の場としては、朝の会等での健康観察を始めとして、登校時、授業中、休み時間、清掃活動、特別活動、部活動、下校時等、あらゆる場面が考えられます。

教職員が児童生徒を観察する立場として、児童生徒と直接コミュニケーションを取りながら観察を行う場合もあれば、第三者的立場に立ち、児童生徒が集団の中でまわりとどのように関わっているのかを観察し情報を収集する場合もあります。

#### ②教育相談週間の設定と計画的な個人面談等の実施

学期に1回程度の定期的な教育相談週間を設定し、計画的に個人面談等の相談活動を推進するようにします。また、相談相手を担任に限定せず、児童生徒の希望を優先するなどの工夫をして、相談しやすい環境づくりに配慮することも大切です。

#### ③いじめのアンケートや学校生活アンケート等の実施

学校や学年の実態に応じて学期に1回程度のアンケート調査を行うようにしましょう。アンケートの内容は巻末の「学校生活アンケート例」等を参考に、学校や学年の実態に応じて項目を工夫することが大切です。

さらに、校内に相談ポストを設置して、児童生徒の声を広く受け止めることができるようする工夫もあります。ただし、ポストの設置場所や内容の公開には、個人情報が保護されるよう十分に配慮することが必要です。

## (2) 教育相談担当者等を中心とした教育相談体制の充実

### ① 日常的な情報共有

何といっても大切なのは教職員間の日常的な情報の共有です。

日頃の会話の中で児童生徒の様子が見えてくる職場の雰囲気や、児童生徒や学校全体の課題を共に考え協力して取り組もうとするような教職員の望ましい関係づくりが、様々な課題を組織的に解決していく力につながります。

### ② 教育相談担当者等による連絡会議の開催

学校における教育相談担当者を校務分掌に明確に位置付け、情報の共有や具体的な支援の方向性について話し合うために週1回の会議の定例化を図るようにします。メンバーは、児童・生徒指導担当、養護教諭、学年主任等、学校の実態に合わせて構成し、必要に応じてスクールカウンセラー等の参加も考えます。

ただし、新たに委員会や会議を持つことは時間的な制約から難しい場合もあります。それぞれの学校の実態に応じて、既存の組織体制を活用するという工夫が必要です。

検討された内容については、管理職への報告や相談を行い、連携を密にすることが大切です。

### ③ 校内研修等の実施

教育相談担当者は、スクールカウンセラー等の専門家と積極的に連携を図りながら、児童生徒理解を深めるための校内研修等を運営するようにします。また、全教職員がいじめの問題についての共通認識をもつような研修も実施する必要があります。

### ④ 関係機関との連携

教育相談の充実を図るためにには、関係機関との日常的な連絡と協力関係が重要になりますが、「対応の全てを相手に委ねてしまうこと」ではありません。学校で「できること」「できないこと」を見極め、学校ができない部分を外部の専門機関などに援助してもらうことが大切です。



## 5 人権教育の充実

### (1) いじめの未然防止と人権教育

いじめは子どもの人権を侵害する行為であり、その未然防止のためには、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう人権教育を推進することが不可欠です。

自他の人権の大切さを認め合う第一歩は、児童生徒が自分には人権があるということを認識することです。その上で、いじめを受けるということは自分の人権が侵害されることであり、絶対に許してはいけない問題であることに気付くことが大切です。このことによって、例えいじめを受けても児童生徒は自らの権利意識を持っていじめをはね返したり、誰かに助けを求めたりすることができるようになります。

一方、人間は平等であり、他者にも人権があることから、児童生徒は、自分と同様、他の児童生徒の人権も尊重しなければならないということを認識する必要があります。このことを認識すれば、いじめは他者の人権を侵害することであり、絶対にしてはいけない行為であることに気付くことができます。また、傍観者としていじめを見過ごすことは、いじめられている児童生徒の人権を尊重しないという点でいじめの加害者と同じであるということに気付くことができるのです。

### (2) いじめの未然防止に関する活動例

- 1 題材名 いじめについて考えよう 対象：小学校（高学年）、中学校、高等学校  
2 ねらい いじめは重大な人権侵害であり、自他の人権を大切にすることが、いじめの未然防止や対処に不可欠であることを理解する。

児童生徒の活動	主な発問と児童生徒への支援
1 本時の学習活動を確認する。	○今日の内容は、いじめについてです。自分がいじめにあつた時やいじめを見た時に、どのように対処したらよいのかを考えていきましょう。
2 提示されたいじめの場面に対して、自分ならどうするか考え、発表する。  【事例1】 自分がいじめられている場面	○今から、2つのいじめの場面について説明します。それについて、あなたはどうしますか。教室の4隅に1～4の番号を貼りますので、当てはまる番号の所に移動してください。 ※資料【事例1】から読む。 ○それでは、なぜその番号を選んだのか自分の意見を発表してください。 <ul style="list-style-type: none"><li>多様なものの見方や考え方を受け入れられるような温かな雰囲気をつくりだすように、どの番号を選んだ児童生徒の意見も尊重して意見交換を進める。</li><li>4番を選んだ児童生徒には、具体的にどのような対処をするのか、可能な範囲で説明してもらう。</li><li>少数意見の児童生徒に対しては、「そのような選択も考えられますね」などと言葉をかけ、少数意見を認める雰囲気づくりが必要である。</li></ul> ※【事例2】についても同様に行う。
3 人権について考える。	○この中で人権を持っている人は手を挙げてください。 ○人権って何ですか。 <ul style="list-style-type: none"><li>児童生徒に自由に発表させ、受容的に受け止める。</li><li>「人権とは人間らしく生きる権利である」などの人権の意義について確認する。</li><li>自分に人権があるとともに、他の人にも平等に人権があることを確認する。</li></ul>

4 自他の人権を大切にす  
るという視点で、【事例1】  
【事例2】の1～4の意  
見について再度考え、話  
し合う。

○自己の人権が侵害されている【事例1】の場面で、人権があるあなたはどうしたらよいのか考えてみましょう。

- ・人権が侵害された時には、2番の選択だけでなく、親や教師に相談するといった選択があることを伝える。

【教師が押さえるべきポイント】

- ・いじめを受けるということは自己の人権が侵害されることであり、絶対に許してはいけない問題である。

○友達の人権が侵害されている【事例2】の場面で、あなたはどうしたらよいのか考えてみましょう。

- ・Aさんをおもしろ半分にからかうことはしてはいけない行為であると友達に直接言うなど、Aさんの人権を守る方法が他にならないか考えさせる。
- ・3番の意見について話し合うことにより、いじめられる方にも問題があるという考え方方は全く誤りであることに気付かせる。(自己決定させる)

【教師が押さえるべきポイント】

- ・友達をいじめることは他者の人権を侵害することであり、絶対にしてはいけない行為である。
- ・傍観者としていじめを見過ごすことは、いじめられている児童生徒の人権を尊重しないという点においていじめの加害者と同じである。

5 これからの自分の行動  
について考える。

○今日の授業で感じたことやこれからの自分はどのように行  
動すればよいか考えたことを書いてください。(自己決定さ  
せる)

## 【資料】どうすればいい？こんな時

### 【事例1】自分がいじめられている場合

学級の友達が、学校の裏サイトにあなたの悪口を書き込みました。多くの友達はその書き込みを信じているようで、あなたを無視し始めました。あなたはどうしますか。

- 1 がまんするしかないので、じっと耐える。
- 2 その書き込みは本当ではないと、みんなに言う。
- 3 むしゃくしゃするので、他の友達についての悪口を書き込む。
- 4 その他

### 【事例2】友達がいじめられている場合

学級の友達が、以前から運動の苦手な友達のAさんをおもしろ半分にからかいだしました。すると、最近Aさんが学校を休むようになってしまいました。あなたはどうしますか。

- 1 関わると自分もからかわれるかもしれないで、何もしない。
- 2 Aさんに、「自分は最後までAさんの味方だ」と伝える。
- 3 「もっと運動をがんばろう」とAさんを励ます。
- 4 その他

## 6 保護者・地域との連携

### (1) 基本的な考え方

#### 学校・家庭・地域が一丸となって子どもの命を守る

学校・教職員を主体としつつ、社会全体で子どもを守り、育てていくため、学校と家庭・地域が連携・協働できる体制づくり等をさらに推進します。また、家庭との連携を図るために、保護者等に向けた、いじめの問題に関する啓発を行います。

### (2) 保護者との連携

#### ①保護者への発信

「いじめは人間として絶対に許されない」という基本姿勢やいじめの発見に向けた様々な取組、いじめ把握後の組織的な対応等について伝えることで、教職員が本気で取り組む姿勢を示します。

##### ア いじめに対する考え方や指導体制等

いじめの問題に対する学校の認識や対処方針、指導計画等の情報を、学校だよりや保護者会、PTA総会等を利用して積極的に公表し、保護者の理解や協力を得るよう努めましょう。

- いじめに対する基本的な考え方について(p.2)
- いじめの早期発見に向けての取組について(p.8~11)
- いじめを認知したときの対応について(p.12~18)
- いじめの予防について(p.21~39) 等

#### 「いじめ撲滅！」〇〇学校の取組 （例）

本校では、「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」との共通認識のもと、全校体制で取り組んでいます。

○道徳の授業などを通して思いやりの心  
を育てています

○教育相談で一人一人の話をじっくり聞  
いています

○児童会・生徒会でいじめをなくす運動  
を実施しています

○インターネットや携帯電話のルールや  
マナーについて指導しています

○教職員や保護者対象の勉強会を行っ  
ています

○いじめのアンケートを実施しています

※ 必要に応じて、より具体的に示すことも効果的です。

## イ いじめの相談方法（学校内）

いじめの相談方法を定期的に保護者に伝えることによって、組織的な体制が整備されていることを示します。相談を受けた場合は、まず真摯に耳を傾け、記録をとり、その上で組織で対応しましょう。

### ○○学校のいじめ相談について（例）

#### ◆電話での相談

- ・担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えてください。
- ・児童・生徒指導担当：○○○○
- ・スクールカウンセラー：○○○○
- ・相談員：○○○○

#### ◆お子さんを通しての相談

- ・連絡帳
- ・日記
- ・相談ポスト
- ・手紙 等

#### ◆その他

- ・家庭訪問
- ・授業参観
- ・懇談 等

## ウ いじめの相談機関や相談方法（学校外）

いじめの問題については、学校のみで解決することに固執することなく、各関係機関の取組を積極的に紹介することで、学校側の開かれた体制を示し、保護者に寄り添う姿勢を明確に表しましょう。

### 各種相談機関の紹介（例）

- ・○○教育事務所「いじめ・不登校等対策チーム」  
専用ダイヤル TEL○○○一○○○一○○○○
- ・○○市（町）教育相談ダイヤル  
TEL○○○一○○○一○○○○
- ・いじめ相談さわやかテレホン（24時間対応） TEL○○○一○○○一○○○○

※「子どもの心のサポート機関一覧」（栃木県保健福祉部こども政策課）には、様々な相談機関が紹介されています。下のホームページからダウンロードができます。

「栃木県ホームページ」→「テーマから探す（福祉・医療）」→「こども」→「子育て支援」  
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e06/welfare/kodomo/kosodatesoudan/kokoronosaport.html>



## ②保護者との協力

学校での日頃の取組等を目に見えるようにして伝え、保護者との協働を心がけます。

### ア 保護者参加型授業

- ・授業参観で、いじめ予防の授業を公開し、ともに考えてもらいましょう。

- ・道徳や学級活動等で、保護者をゲストティーチャーとして依頼しましょう。

### イ 学級・学年だより

- ・いじめへの対応についての取組を保護者に呼びかけ、内容に関しての意見をもらいましょう。

【いじめのサインに敏感に！】

- ・元気がない、遅刻しがち、体調不良、持ち物が無くなるなど、いつもとちょっと違う子どもの変化に気付くために、心がけていることを教えてください。

【お子さんの頑張ったことを認め、ほめていますか？】

- ・お子さんのよいところを3つ教えてください。

### ウ 保護者へのインタビュー

学級活動等で、保護者にインタビューする宿題を出しましょう。

- ・いじめのない学級、互いに認め合う学級にするために、どうしたらよいですか。学級で話し合うので、アドバイスをお願いします。

### エ 家庭での取組

いじめの問題の解消に向けて、家庭での協力を呼びかけます。その際、下の資料等を印刷して配布するなど、積極的に活用しましょう。

- ・いじめに関する保護者チェックシート（本誌p.60参照）

○栃木県教育委員会児童生徒指導推進室リーフレット（ダウンロード可）

- ・「いじめをしない子に育てるために（児童・保護者用）」
- ・「いじめの早期発見、早期対応（保護者・地域用）」

○栃木県総合教育センター教育相談部リーフレット（ダウンロード可）

- ・「いじめの理解と対応（教師・保護者用）」
- ・「子どものいじめで悩んでいる保護者の方へ」



### (3) 地域との連携

#### ① 地域への発信

いじめの問題の解消に向けての取組を、地域に積極的に発信するとともに、情報の収集を行うなど、地域との連携を図ります。

##### ア 学校区での取組

いじめは命に関わる問題として、小学校区に限らず中学校区単位等、様々な場を利用して地域に発信し、共に考えていきましょう。その際、問題行動等未然防止プログラム事業（県教委主催事業）の活用も有効です。

##### 保護者・地域住民・民生委員等を対象にした座談会・講演会の実施（例）

- ・「〇〇校区のいじめ対策について」
- ・「いじめの問題に対して地域で取り組めることは」

##### イ P T A新聞や市町広報紙等の利用

いじめの早期発見・早期対応に向けて、地域に協力を呼びかけ、情報の収集に努めましょう。

##### 掲載例

○登下校時に子どもたちのこんな場面を見たことはありませんか？

- ・いつも同じ子がカバンを持たされている。
- ・一人の子が囮まれて何か言われている。
- ・登校班でひとり離れて歩いている。

→ **いじめの可能性があるかもしれません。**

気になったときには子どもに声をかけてください。そして、学校にも連絡してください。

**〇〇学校 TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇**

#### ② 地域との協力

児童生徒は、家庭や学校はもちろんのこと、地域の中での人々との関わりによって、人間関係や集団のルールなど様々なことを学びながら、社会性や規範意識を育み、成長していきます。地域の様々な活動への参加を呼びかけ、自分の役割を果たすことで自己有用感や自己肯定感を高めていくためにも、子ども育成会や公民館等との連携を積極的に図っていきましょう。

##### 地域の活動例

- ・「〇〇祭り」
- ・「子ども会や町内会の行事」
- ・「児童館・公民館活動」
- ・「伝統的な文化活動や行事」
- ・「各種ボランティア活動」 等



# いじめと自殺

## 1 自殺が危惧される場合

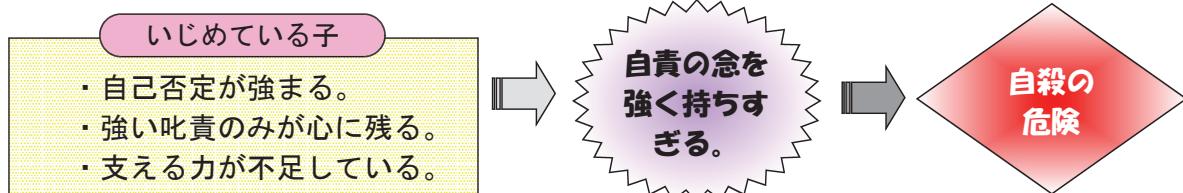
### (1) いじめられている子



○防ぐためには

- ・いじめのサインを早期にキャッチしましょう。
- ・教職員、友人、家族が、「何があっても守り抜くから安心するように」と伝えましょう。
- ・一人きりにしないようにしましょう。

### (2) いじめている子



○防ぐためには

- ・人格を否定されたという気持ちにさせないように、いじめの行為そのものを冷静に叱るようにしましょう。
- ・自分が相手にしてしまった行為について、これからどうしたらよいのか、具体的な行動と共に考えていきましょう。

## 2 自殺のサイン

つらい気持ちを表す。

危険な状況に身を置く。

身辺の整理や何らかの別れの準備をする。

自傷行為を行う。

「自殺」をほのめかす。

成績の急落や態度の急激な変化が見られる。

自殺の危険を感じたら…

声をかけて話を聞く機会を持つ。

本人が何も話さなくても注意深く見守る。

いつでも話せることを伝える。

サインに気付き、知らせた友人には…

感謝するとともに、責任を強く感じたり、一人で背負ったりしないように、言葉かけをする。

### 3 自殺したいと打ち明けられたら

#### (1) 関わりの基本姿勢… 丁寧に関わる

- 話をはぐらかさない。
- 一方的に批判しない。
- 世間一般の常識を押し付けない。
- すぐに何らかの助言を与えるようとしない。
- 安易な励ましをしない。

#### (2) 具体的な関わり方… まず、教師自身が落ち着く

- 時間をかけて話を聞き、気持ちに寄り添う。
- 「死んでほしくない」という気持ちを伝える。
- 一緒に考えていくことを伝える。
- 次に会う日時を約束する。

#### (3) その後の対応… 決して抱え込まない

速やかに、学年主任や児童・生徒指導担当、管理職等に連絡し、対応を検討する。具体的には

- 情報の整理と共有…状況を正確に把握
- 方針の決定と役割分担…誰が、いつ、何をしたらよいのかを決定
- 保護者への連絡（直接会って）…状況説明と協力体制の確認、関係機関等の紹介
- 記録…話合いの内容、経過を詳細に記録
- 守秘義務…秘匿事項の確認と秘匿範囲の設定

#### (4) 家庭で留意してもらうこと

- 子どもの話をよく聞く。
- 強く叱らない。
- 一人にしない。
- 刃物等を片付ける。

### 4 自殺を防ぐには

○日頃の教育活動の中で、「生きることの大切さやその意義」を理解させるとともに、自殺予防教育の一環として「危機を乗り越える力」を育成していくことが重要です。

(p. 42コラム参照)

- 自殺の原因是、ただ一つに特定されるほど単純なものではありません。だからこそ、普段から子どもを「よく見て」、子どもと「よく話し」、SOSのサインを初期の段階で的確に捉えて対応することが必要です。
- 子どもや保護者が「あの先生になら相談できる」と思えるような信頼関係を築くよう努めましょう。そして、校内の教育相談の充実を図りましょう。
- 危険な状況を感じた場合は、対応の在り方について関係機関等から助言を得て、学校、保護者が連携して対応が必要です。
- 自殺報道が大きくなされた後では、不安を抱える子どもは自分の置かれている状況と重ねて捉えてしまうこともあるので、いつもより注意深く見守るとともに、できるだけそばにいて、安心感を持たせるようにすることが大切です。

#### TALKの原則

##### Tell

子どもに向かって心配していることを言葉にして伝える。

##### Ask

「死にたい」という気持ちについて率直に尋ねる。

##### Listen

叱責や助言などをせずに子どもの絶望的な気持ちを傾聴する。

##### Keep safe

一人にさせないなど、子どもの安全を確保する。

学校においては、自殺予防教育の一環として、子どもの自殺予防に役立つ可能性のある「危機を乗り越える力」を日常の教育活動を通して育成していくことが大切です。

## 危機を乗り越える9つの力

- 1 うまくいかない状況が起きたとき、ふさぎこまないで、物事をよい方向に考えることができる力
- 2 困難な状況下でも、いろいろな解決方法を考えることができる力
- 3 目標を達成するために必要な行動計画を立て実行できる力
- 4 失敗しても、あきらめずにやり続けることができる力
- 5 失敗したときに、自分の全てを責めるのではなく、その原因を冷静に考えることができる力
- 6 自分が困っていることを誰かに相談できる力
- 7 自分のありのままの感情に気付くことができる力
- 8 自分の感情をコントロールできる力
- 9 自分の感情を他者に適切な方法で伝えることができる力

\*「危機を乗り越える力」は、子どもたちが日常出会う様々な課題を乗り越えられるように指導・援助することで身に付きます。

### 例 《成績が下がり深刻に悩んでいる生徒への指導（上記の1・2・5の力と関連）》

- 深刻に悩んでいる、その気持ちを丁寧に聞くようにします。
- 「～でなければならない」という思いが強すぎて自分を苦しめている場合には「～であるにこしたことはないけれど～でないからといって致命的ではない」などと捉え直しをさせ、そうすることで受け止め方や行動がどう変化するのかと一緒に考えます。
- 全てがうまくいっていないように感じている場合には、その状況の中でも比較的うまくやれていることや、比較的うまくやれるときなどを一緒にピックアップし、それらの場合には、なぜうまくいくのかと一緒に探ってみます。

#### POINT！

辛い気持ちを受容する      考え方を柔らかくする      認知面へ働きかける

他にも… ★漢字や計算、鍵盤楽器の練習、器械・器具を使っての運動等の指導（小学校）

★学級活動において「友人とは何か」について考えさせる指導（中学校）

★文化祭のクラス企画に関する指導（高等学校） 等

### 《「危機を乗り越える9つの力」を育成するときの視点》

- 1 失敗したとしても、子どもがその失敗を自分なりにどう生かし、次の成長につなげるか、ということを意識して指導しましょう。
- 2 子どもが必死にがんばっても目標に近付けないとき、ただ「頑張れ」と指導するのではなく、そこに「何とかなるさ」という意識を持たせる指導も付け加えましょう。
- 3 「自尊感情を育てる」ということを意識して指導しましょう。

詳しい内容は、「学級・ホームルーム担任のための教育相談 第18集『自殺予防教育について考える－危機を乗り越える力に焦点を当てて－』平成23年3月 栃木県総合教育センター教育相談部発行」を御覧ください。センターホームページからダウンロード可能です。 <http://www.tochigi-edu.jp/center/>



# いじめ対応の失敗事例

## 1 初期対応に失敗した事例(小学校)

AさんとBさんはいつも一緒に行動している。2人で仲良く遊び姿を担任もほほえましく見ていた。しかしそのうち、①Aさんが失敗したことに対してBさんがからかうような言葉をかけることが多くなった。

最初はたいしたことないと軽く受け流していたAさんだったが、とうとう「もう、やめてよ！」と強い口調で言い返した。するとBさんは「ちょっとからかっただけなのに、あんな言い方あり得ないよね」と周りの子に言いふらした。そのうち周りの子も一緒にからかうようになっただけでなく、苦手なことをわざとやらせて、失敗することをからかうようになっていった。

ある日、Aさんが昼休みに教室で1人でいるところを担任が見かけて声をかけた。どうしてみんなと遊ばないのかと聞いてみたが、Aさんは理由を言えないようだった。②なかなか本当の気持ちが言えないAさんを心配した担任は、仲のよいBさんを呼び出してAさんを仲間に入れてあげるように話した。担任の前で気が乗らないながらもAさんはBさんについて行ったが、またみんなにからかわれる昼休みとなった。

次の日からAさんは登校を渋るようになった。後日Aさんの保護者から、担任が子どもといじめる子をわざと引き合せたという苦情の電話があったが、③管理職も、児童指導担当も事態を把握しておらず、Aさんの家庭は学校に大きな不信感を持ってしまった。

### (1) 事例の分析と課題

- ①担任は、AさんとBさんの人間関係の変化に気付かなかった。
- ②担任は、Aさんの心情をきちんと理解せず、事実確認も曖昧なまま、思い込みで対応してしまった。
- ③担任は、些細なこととして、この案件の報告・連絡・相談を怠った。

### (2) 対応を誤らないために

#### ○担任は、児童の人間関係を的確に把握する努力を怠らない

- ・〇〇と〇〇は、仲良しからといった先入観に惑わされずに、仲のよい子ども同士の変化に敏感に反応することが大切です。
- ・当事者以外の観衆の関わりにも気を配り、学級内の雰囲気の把握に努めることが大切です。

#### ○いじめではないかという視点で見る

- ・ある子どもへの非難が、次第に集団の共通感情となっていくことがあり、見落としつつもいちいちじめのサインを見逃さないようにすることが大切です。

#### ○事実関係を正しく把握して組織的に対応する

- ・早期対応を意識するあまり、事実確認をおろそかにしないことが大切です。
- ・傾聴、共感的な姿勢で児童理解に努めることが大切です。
- ・些細と思われることでも「報告・連絡・相談」を確実に行い、組織的な対応を心がけることが必要です。

## 2 担任が抱え込んでしまった事例(小学校)

6月下旬、修学旅行も無事終わった頃、Aさんの表情が暗く、口数も少ないと担任が気が付いた。修学旅行では、Bさん、Cさん、Dさんと同じグループで、修学旅行後も4人で行動していることが多かった。その後数日たっても、Aさんの表情がさえなかつたので、担任は休み時間にAさんに声をかけた。すると、①Aさんは修学旅行前の班別行動の話し合いから自分の意見を聞いてもらはず、修学旅行中も、「私たち3人だけの写真撮って」、「のどが渴いたからジュースおごって」などと理不尽な要求ばかりされていたことを告白した。担任は、②3人を一人ずつ呼び出し事実を確認した。すると3人は、「Aさんが撮ってくれると言ったから」、「Aさんは約束の金額以上のお小遣いを持ってきていたから」と同じ主張をし、私たちは悪くないと言い訳をした。3人の話を聞いた担任は、③再びAさんを呼んで、Aさんにも問題があったのではと問い合わせ正した。

その日の夕方、Bさんの母親から「うちの子が疑われた。うちの子は悪くない」と苦情の電話があった。また、Aさんの母親からも「先生が信じてくれない」と言い、Aさんが泣いていると電話があった。

### (1) 事例の分析と課題

- ①担任は、4人の人間関係を把握できていなかった。
- ②担任一人で事実確認をした結果、口裏を合わせられてしまった。
- ③担任は、いじめられている子に共感的な姿勢で対応することができなかった。

### (2) 対応を誤らないために

#### ○一人で抱え込まない

- ・学級で問題が発生するということが担任の力量のなさによることと考える必要はありません。また、「自分の学級で、いじめが起こることはない」や「いじめが起きたら自分で解決する」という意識は、適切な対応策を見誤る可能性があり、教職員間の信頼関係にも悪影響を及ぼします。
- ・一人で問題を抱え込み、思い込みで判断してしまったために、児童や保護者からの誤解や不信感を招くといった2次的な問題が発生することもあります。
- ・いじめを認知したときには、児童指導主任や学年主任等に「報告・連絡・相談」することを忘れずに行い、組織的に対応できる体制を整えます。特に、いじめている子が複数いる場合は、複数の教師で分担して、同時に事実と経過を聴くようになります。

#### ○事後の対応も組織で

- ・いじめが一定の解決を得られたとしても、気付かないところで陰湿ないじめが続いていることもあります。いじめた児童、いじめられた児童の様子を学年や養護教諭等と連携して多くの目で見守り、多面的に情報を収集し、児童の人間関係を客観的に把握することに努める必要があります。また、個人の記録等で引継ぎを行い、卒業まで見守る体制を整えることが大切です。
- ・組織で取り組み、迅速かつ丁寧な対応をすることによって、学校に対する児童や保護者からの信頼を得ることもできます。



### 3 加害者が複数でその対応に失敗した事例(中学校)

AさんとBさんは1組で、CさんとDさんは2組である。Aさんと、B・C・Dさんのグループは休日に一緒にゲームをするなどの交流が増えつつあった。その一方で、Aさんに対して廊下ですれ違うときに突然大きな声で驚かしたり、通せんぼをしたりするなどの行動をB・C・Dさんのグループがするようになった。

ある休日、AさんはB・C・Dさんのグループに誘われ、じゃんけんで負けた者が一番下になり、次々に上に覆い被さっていくという遊びが行われた。Aさんは、断れずに、仲間に入らざるを得なかった。この話をAさんは担任に相談した。Aさんの話によると、B・C・Dさんの3人は、故意にAさんがじゃんけんで負けるように仕向けていたとのことであった。

そこで、①1組担任は、まずその日のうちに、同じ学級のBさんから聞き取りを行ったところ、Aさんの主張を認めたので、Bさんに対する指導を行った。

翌日、この話を2組の担任に報告した。②2組の担任はCさんとDさんに聞き取りをしたところ、C・Dさん共に「交代で一番下になっていたので決していじめではない。また、この遊びに入る前にAさんは嫌とは言わなかった」と納得できない様子であった。

その後、いじめの対象がAさんからBさんに移り、Bさんは登校することを激しく嫌がるようになった。Bさんの保護者から、学校の対応に対する批判の声が上がった。

#### (1) 事例の分析と課題

- ①早く事件を処理しようと、学年主任や生徒指導主事に報告せず、1組担任だけの判断で行動し、組織的な対応ができなかった。
- ②聞き取りに時間差や2組担任との指導の差が生じ、C、Dさんから事実を引き出せなかつた。自分たちのした行為への「気付き」、相手にどんな思いをさせたのか「理解させる」といった指導が不十分だった。

#### (2) 対応を誤らないために

##### ○指導体制を確立し、指導方法と指導時期の共通理解を図る

- ・管理職や生徒指導主事を中心に、関係する全ての教師がまず生徒からの訴えや情報について共通理解を図った後、指導方法や手順も含めた対応策を考えます。
- ・いじめる側、いじめられている側からそれぞれ事実を把握するとき、担任だけでなく複数で多面的に聞き取りを行います。また、聞き取りはできるだけ早く、同時に行います。
- ・いじめに関わった子どもが複数いる場合、全員の事実確認ができるまで徹底した聞き取りが必要です。

##### ○日常的に教師間の緊密な連携を図る

- ・様々な機会を捉えて、生徒の気になる情報を提供し、連携・協力を図ります。
- ・指導後も、組織的に継続して注意を払い、折に触れ適切な指導を行います。

## 4 保護者との連携に失敗した事例(中学校)

1年生の9月頃から、学級でAさんに対する嫌がらせが始まった。ふざけているようにも見えるこづきや持ち物隠し、「ウザッ」「キモッ」などのつぶやきなどである。

10月になり、Aさんは母親によく物が無くなることだけを訴えた。母親はすぐに担任に連絡を取り、「最近、子どもの持ち物がよく無くなるんです。子どもの置き忘れかもしれませんのが、いじめの心配もあるのでよろしくお願ひします」と伝えた。

①担任は詳しく話を聞くこともなく、「分かりました。本人から話を聞いた上で、全体指導を行い様子を觀ます。指導の経過について私から連絡いたしますが、また同様のことが起きたら連絡してください」と答えて電話を切った。 ②担任は、Aさんから話を聞き些細ないたずらと判断し、学級に対する全体指導を行った。指導の経過を母に連絡するまでもないと判断した。また、学年主任や生徒指導主事に報告・相談することもなかった。 母親は担任からの連絡がいっこうにないことから不信感を抱き始めた。また、どこか元気のない子どもの様子を見て不安が募るばかりであった。

しばらくして、③母親は子どものカバンから「死ね。キモイ」とマジックで書かれたボロボロの教科書を見つめた。次の日、Aさんは部屋から出でることはなかった。母親からは、「担任にお願いしたのに、何の連絡も無い」「学校体制はどうなっているのか」など管理職へいじめの対応についての強い抗議があったが、管理職は何のことだか分からなかった。

### (1) 事例の分析と課題

①担任は、母親からの情報を詳しく聞くこともなく、ありきたりの対応ですませてしまった。

②担任は、誰とも相談することなく判断・行動し、指導の経過についても保護者への報告を怠り、連携を図る機会を失った。

③担任は、保護者からの情報を生かすことができず、事態は深刻化してしまった。

### (2) 対応を誤らないために

#### ○訴えや情報に適切に対応する

- ・相談を受けた場合は、まず真摯に耳を傾け、記録をとり、その上で組織で対応することを伝えるなど、誠意を持って対応します。
- ・「些細ないたずら」「よくあること」などといった先入観に惑わされることなく、保護者からの情報をもとに、いじめられている恐れのある生徒に寄り添いながら事情を聞くことが大切です。
- ・指導の経過については、保護者に逐次報告をするとともに、家庭でできる取組についての情報を積極的に発信し、協力を求めます。

#### ○指導体制を確立し、教師間の緊密な連携を図る

- ・全ての教職員は、学校の全ての子どもに対して責任を持って指導していくという意識が必要です。
- ・情報を受け取った教職員が一人で判断したり、抱え込んだりせず、学年主任や生徒指導主事等に報告し、連携・協力を図ります。いじめ対策委員会等を設置し、いじめと認知した場合には、組織での対応を継続します。

## 5 いじめのサインへの対応に失敗した事例(高等学校)

Aさんは、高校入学と同時にテニス部に入部し、一生懸命練習に励んできたが、  
①6月頃から部活動中に顧問や先輩の目を盗んで、携帯電話を操作するなど、練習に身が入らなくなっていた。これに気付いた顧問は、新入部員を練習に集中させるよう、あえて上級生を指導することで、部内の規律を正そうとした。

Aさんの担任は、入学直後から学校の方針である「登校してから放課後までは携帯電話の電源を切る」をクラス内では徹底して指導していた。②部活動中のAさんの変化については、顧問から報告されていたが、部活動中の指導は顧問に任せていた。

5月中旬からAさんと同じクラスの男子5名（Bグループ）は、昼休みを保健室で過ごすことが多くなっていた。彼らはメールや掲示板について話していることが多く、  
③養護教諭は、その会話の中にBグループには属さないAさんの名前がよく出てくることに気付いてはいたが、「新入生が携帯電話を使って新しい仲間づくりをしているのだろう」という程度に聞いていた。

このとき既に、AさんはBグループから「俺達からメールが届いたら30分以内に返信しろ」「返信が遅れたら、秘密をばらすぞ」などと、脅かされていた。実際に返信が遅れた場合には、Bグループは中学時代のAさんの行動を誇張したり、批判する内容を掲示板に書き込んだりして、Aさんに対する嫌がらせをエスカレートさせていた。

### (1) 事例の分析と課題

- ①部活動の顧問は、部内の規律の確立を重視し、上級生を指導したが、Aさんが携帯電話を気にする理由を、確認していなかった。
- ②担任は、入学直後からクラス内で起こる問題行動に対しては、厳しく指導してきたが、部活動中の指導については、あえて口を挟まずにいた。
- ③養護教諭は、Bグループが掲示板について話題にしているものの、保健室で携帯電話を使用することはなかったため、特に指導する必要性を感じていなかった。

### (2) 対応を誤らないために

#### ○様々な活動の中で生徒が発するサインを見落とさず即時対応する

- ・入学後間もないクラスのように、規律や生徒の人間関係が確立するまでの過程においては、個人やグループ間に力関係が生まれ、それによってストレスを感じる生徒も少なくありません。こうした生徒から発せられるサインを見落とさないことが大切です。
- ・教職員は、生徒の言動に対して常に敏感であることが求められます。特に、不審な言動にはその場で注意をしたり、言葉をかけたりするよう心がけることが大切です。

#### ○情報交換と情報の共有に努める

- ・生徒は、学校生活の中で様々な表情を見せます。生徒一人一人について、教職員が様々な角度からの情報を共有することで変化に気付き、早期の対応が可能になります。



# いじめの点検票

## 1 学校用 いじめの問題への取組チェックポイント

A…大いにあてはまる B…だいたいあてはまる C…あまりあてはまらない D…全くあてはまらない

点 檢 項 目			評 価 (該当に○印)	問題点や今後の改善策等 (C・Dの場合)
指導体制	1	いじめの問題の重要性を全教職員が認識し、校長を中心とした協働的な指導体制が確立している。	A - B - C - D	
	2	校内に児童生徒支援委員会等を設け、いじめの可能性を広く把握し、それについて適切に対応する体制が整っている。	A - B - C - D	
	3	いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、教職員間の共通理解を図っている。	A - B - C - D	
	4	いじめの問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立している。	A - B - C - D	
	5	教職員一人一人が、いじめの理解や指導法、児童生徒理解などに関する校内研修を通じて教職員の資質向上に取り組んでいる。	A - B - C - D	
	6	いじめのあるなしに問わらず児童生徒支援委員会等を定期的に開催し、未然防止の取組も含めた体制を整えている。	A - B - C - D	
未然防止	7	様々な教育活動の場面において、「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に立って指導に当たっている。	A - B - C - D	
	8	道徳や学級（ホームルーム）活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導が行われる体制がとられている。	A - B - C - D	
	9	児童生徒会活動や学校行事などにおいて、いじめの問題との関わりで適切な扱いや位置付けがなされている。	A - B - C - D	
	10	体験的な学習などを通して、児童生徒同士の心の結び付きを深め、社会性を育む教育活動を進めている。	A - B - C - D	
	11	教職員の言動が、児童生徒を傷付けたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っている。	A - B - C - D	
	12	日常の教育活動を通じ、教職員と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めている。	A - B - C - D	
早期発見・早期対応	13	児童生徒の生活実態について、例えば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細やかな把握に努めている。	A - B - C - D	
	14	児童生徒が発する小さなサインを見逃さず、その一つ一つに的確に対応できる体制になっている。	A - B - C - D	
	15	いじめを認知した教職員は、児童・生徒指導担当や学年主任等に報告・連絡・相談する体制が整っている。	A - B - C - D	

A…大いにあてはまる B…だいたいあてはまる C…あまりあてはまらない D…全くあてはまらない

点検項目			評価 (該当に○印)	問題点や今後の改善策等 (C・Dの場合)
早期発見・早期対応	16	いじめの把握に当たっては、本人の訴えや教職員、周りの児童生徒、保護者、地域、関係機関など学校内外との連携に努めている。	A - B - C - D	
	17	本人や保護者からいじめについて訴えがあったときは、多面的に情報収集し、それを突き合わせて全体像を把握し、事実を隠蔽することなく的確に対応している。	A - B - C - D	
	18	児童生徒の悩みが教職員に届くような校内の雰囲気と教育相談の体制が整備され、適切に機能している。	A - B - C - D	
	19	学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる体制になっている。	A - B - C - D	
直接的指導	20	いじめを行う児童生徒に対して、いじめの非に気付かせる指導を行い、内容によっては教育委員会や警察等関係機関とも連携して、毅然とした対応を行うこととしている。	A - B - C - D	
	21	いじめられる児童生徒に対して、心のケアと安全確保に努めるなど、いじめから「絶対に守る」という意志で対応を行っている。	A - B - C - D	
	22	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導が行われる体制になっている。	A - B - C - D	
家庭・地域社会等との連携	23	いじめの問題解決のため、教育委員会や教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力する体制がとられている。	A - B - C - D	
	24	教育委員会や教育センター、人権相談所、児童相談所等といった学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われている。	A - B - C - D	
	25	学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を、家庭訪問や学校だより・保護者会で啓発したり、HPに公表したりすることにより、保護者や地域住民の理解を得るよう努めている。	A - B - C - D	
	26	家庭訪問や学校だよりなどを通じて、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭との緊密な連携協力を図っている。	A - B - C - D	
	27	いじめが起きた場合、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっている。	A - B - C - D	
	28	深刻ないじめの問題について、学校のみで解決することなく、関係機関と連携するなどの指導体制が確立されている。	A - B - C - D	
	29	P T A や地域の関係団体（地域協議会、学校評議委員会、青少年健全育成協議会等）といじめの問題について協議し、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めている。	A - B - C - D	
	30	児童生徒の生命身体の安全が脅かされるような重大事案や犯罪等の違法行為があった場合、警察との連携を図っている。	A - B - C - D	

## 2 教職員用 いじめの問題への取組チェックポイント

A…大いにあてはまる B…だいたいあてはまる C…あまりあてはまらない D…全くあてはまらない

点検項目		評価 (該当に印)	問題点や今後の改善策等 (C・Dの場合)
基本認識	1 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を持って指導に当たっている。	A - B - C - D	
	2 いじめられている子どもの立場に立った親身な指導を行っている。	A - B - C - D	
	3 いじめは、加害者と被害者だけでなく「観衆」や「傍観者」への指導も重要であるなど、いじめの4層構造を理解して指導に当たっている。	A - B - C - D	
未然防止	4 お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めている。	A - B - C - D	
	5 道徳や学級（ホームルーム）活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行っている。	A - B - C - D	
	6 児童生徒会活動や学校行事などにおいて、いじめの問題との関わりで適切な指導助言を行っている。	A - B - C - D	
	7 体験的な学習などを通して、児童生徒同士の心の結び付きを深め、社会性を育む教育活動を進めている。	A - B - C - D	
	8 自身の言動が、児童生徒を傷付けたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりするとのないよう、細心の注意を払っている。	A - B - C - D	
	9 教育相談の研修等に積極的に参加するなど、いじめや児童生徒理解に関する指導力向上に努めている。	A - B - C - D	
	10 日常の教育活動を通じ、教職員と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めている。	A - B - C - D	
	11 児童生徒の生活実態について、例えば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細やかな把握に努めている。	A - B - C - D	
	12 他の職員やスクールカウンセラー等と連携して児童生徒の把握に努め、いじめを認知した時は学年主任や児童・生徒指導担当等に報告・連絡・相談している。	A - B - C - D	
早期発見・早期対応	13 児童生徒が発する小さなサインを見逃さず、その一つ一つに的確に対応している。	A - B - C - D	

A…大いにあてはまる B…だいたいあてはまる C…あまりあてはまらない D…全くあてはまらない

点検項目			評価 (該当に○印)	問題点や今後の改善策等 (C・Dの場合)
早期発見・早期対応	14	本人や保護者からいじめについて訴えなどがあったときは、多面的に情報収集し、それを突き合わせて全体像を把握し、事実を隠蔽することなく、的確に対応している。	A - B - C - D	
	15	児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができるように教育相談の実施に努めている。	A - B - C - D	
直接的指導	16	いじめが起きた場合、学級のみで解決しようとせず、組織的な対応に努めている。	A - B - C - D	
	17	いじめを行う児童生徒に対しては、学校の計画方針に沿った適切な指導を行っている。	A - B - C - D	
	18	いじめられる児童生徒に対し、本人の訴えを真剣に、誠実に、共感的に受け止め、不安の解消を図っている。	A - B - C - D	
	19	いじめられる児童生徒に対し、教師自身のいじめ解決に向けた決意を伝え、「絶対に守る」という姿勢を示している。	A - B - C - D	
	20	いじめられる児童生徒に対し、継続的に心のケアと安全確保に努めるなど、確実に援助・指導を行っている。	A - B - C - D	
	21	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っている。	A - B - C - D	
	22	いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学級だより等を通じて、いじめに関して連携協力できる関係づくりに努めている。	A - B - C - D	
保護者との連携	23	いじめが起きた場合、保護者との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっている。	A - B - C - D	
	24	児童生徒等の個人情報の取扱いについて、学校の方針等に基づき適切に取り扱っている。	A - B - C - D	



### 3 教育委員会用 いじめの問題への取組チェックポイント

A…大いにあてはまる B…だいたいあてはまる C…あまりあてはまらない D…全くあてはまらない

点 検 項 目		評 價 (該当に印)	問題点や今後の改善策等 (C・Dの場合)
学校の取組の支援・点検	1 管下の学校等に対し、いじめの問題に関する教育委員会の指導の方針等を明らかにし、積極的な指導を行っている。	A - B - C - D	
	2 管下の学校におけるいじめの問題の状況について、学校訪問や調査の実施などを通じて実態の的確な把握に努めている。	A - B - C - D	
	3 学校や保護者等からいじめの報告があったときは、その実情の把握を迅速に行うとともに、事実を隠蔽することなく、学校への支援や保護者等への対応を適切に行っている。	A - B - C - D	
	4 各学校のニーズに応じ、研修講師やスクールカウンセラー等の派遣など、適切な支援を行っている。	A - B - C - D	
	5 いじめの問題について指導上困難な課題を抱える学校に対して、指導主事や教育センターの専門家の派遣などによる重点的な指導、助言、援助を行っている。	A - B - C - D	
	6 深刻ないじめを行う児童生徒に対しては、出席停止を命ずることもできるよう、必要な体制の整備が図られている。	A - B - C - D	
	7 いじめられる児童生徒については、必要があれば、就学校の指定の変更や区域外就学など弾力的な措置を講じることとしている。	A - B - C - D	
	8 関連の通知などの資料がどう活用されたか、その趣旨がどう周知・徹底されたのかなど、学校の取組状況を点検し、必要な指導、助言を行っている。	A - B - C - D	
教職員研修	9 教育委員会として、いじめの問題に留意した教職員の研修を積極的に実施している。	A - B - C - D	
	10 研修内容・方法について、様々な分野から講師を招いたり、講義形式のみに偏らないようにしたりするなどの工夫を行っている。	A - B - C - D	
	11 いじめの問題に関する指導の充実のための教師用手引書等を作成・配布している。	A - B - C - D	

A…大いにあてはまる B…だいたいあてはまる C…あまりあてはまらない D…全くあてはまらない

点検項目		評価 (該当に○印)	問題点や今後の改善策等 (C・Dの場合)
組織体制・教育相談	12 教育委員会に、学校からの相談はもとより、保護者からの相談も直接受けとめることでできるような教育相談体制が整備されている。	A - B - C - D	
	13 学校・保護者が相談しやすくなるよう、相談担当者に適切な人材を配置するなど運用に配慮がなされ、適切に機能している。	A - B - C - D	
	14 教育相談の利用について、学校・保護者等の関係者に広く周知を図っている。	A - B - C - D	
	15 教育センター、人権相談所、児童相談所、警察等、学校以外の相談窓口について、児童生徒、保護者、学校に対し周知、徹底が図られている。	A - B - C - D	
	16 教育相談の内容に応じ、学校とも連絡・協力して指導に当たるなど、継続的な事後指導を適切に行っている。	A - B - C - D	
	17 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携が図られている。	A - B - C - D	
家庭・地域との連携	18 学校とPTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進している。	A - B - C - D	
	19 いじめの問題への取組の重要性の認識を広め、家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を積極的に行っている。	A - B - C - D	
	20 教育委員会は、いじめの問題の解決のために、関係部局・機関と適切な連携協力を図っている。	A - B - C - D	





# アンケート・チェックシート

## 1 いじめの状況を把握するための「無記名式アンケート」

誰が被害者か加害者かとは関係なく、いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなるような取組を意図的・計画的に行って、その取組の成果を評価し改善するために「無記名式アンケート」を行います。また、こうしたアンケートを定期的に実施することは、いじめの抑止にも一定の効果があるものと考えます。

実施する際の注意点としては、

- 1 簡単なアンケートではあっても正直に答えてほしいことを伝える。
- 2 回収するときには誰が書いたか特定されないようにする。

など、児童生徒から信頼を得る姿勢を示すことが必要です。

さらに、アンケートの結果は早急に集計し、いじめの存在が疑われる場合には、2に示すいじめの実態を把握するための「緊急アンケート」や教育相談を実施するなどして、早期に対応することが大切です。

### 【無記名式アンケート】(例)

学年 ( ) 男・女

<p>1 最近、あなたは<u>いじめ</u>を受けたことがありますか。</p> <p>※ 「はい」を選んだ人は下の質問にも答えてください。</p> <p>(1) 誰にいじめを受けましたか。</p> <p>ア クラスの人 イ 同じ学年の人 ウ 上級生 エ 下級生      ブ 他の学校の人 キ その他 ( )</p> <p>(2) それはどのようないじめでしたか。</p> <p>ア 冷やかしやからかい イ 悪口 ウ 仲間はずれや無視      ブ たたかれたりけられたりする オ 金品をたかられる      キ 金品をかくされる、こわされる、ぬすまれる      ジ 恥ずかしいことやいやなことをされたりさせられたりする      ク ネットやメールに書き込みをされる サ その他 ( )</p> <p>(3) どんなときにいじめられましたか。</p> <p>ア 登下校中 イ 授業中 ウ 休み時間・昼休み      ブ 給食や清掃中 オ 放課後 キ 部活動中      ジ その他 ( )</p> <p>(4) そのいじめは今も続いているですか。(ア 続いている イ 続いていない )</p>	<p>( ア はい イ いいえ )</p>
--	-----------------------

<p>2 最近、あなたは誰かがいじめ受けているのを見たことがありますか。</p> <p>※ 「はい」を選んだ人は下の質問にも答えてください。</p> <p>(1) それは誰ですか。</p> <p>ア クラスの人 イ 同じ学年の人 ウ 上級生 エ 下級生      ブ 他の学校の人 キ その他 ( )</p> <p>(2) それはどのようないじめでしたか。</p> <p>ア 冷やかしやからかい イ 悪口 ウ 仲間はずれや無視</p>	<p>( ア はい イ いいえ )</p>
---	-----------------------

工 たたかれたりけられたりする	オ 金品をたかられる
力 金品をかくされる、こわされる、ぬすまれる	
キ 恥ずかしいことやいやなことをされたりさせられたりする	
ク ネットやメールに書き込みをされる	サ その他( )

(3) それはどんなときですか。

ア 登下校中	イ 授業中	ウ 休み時間・昼休み
エ 給食や清掃中	オ 放課後	カ 下校後
ク その他( )		キ 部活動中

## 2 いじめの実態を把握するための「緊急アンケート」

いじめに対し、早期対応を図るために、「緊急アンケート」を実施することは、大変有効な手段です。誰が誰にどのようないじめを受けているのかなど、無記名式アンケートだけでは把握できない詳しい実態を捉え、いじめ対策委員会等の設置により学校全体で組織的に対応するなど、緊急に対応するための資料として活用するようにします。

しかし、記名式でのアンケートの場合、被害者側がいじめの事実を隠すようなケースも考えられることを念頭におき、いじめのサインの状況や教育相談などを活用して、いじめの実態把握に努めることが大切です。

実施する際の注意点としては、

1 記名式で実施する意味を十分理解させる。

(名前を書くことで、責任を持たせるようにします)

2 家で書かせる。

(教室では、周囲の視線を気にして本当のことを書かない恐れがあります)

3 封筒等を用意し、その中に入れて回収する。

(決して他の子には書いたことが分からないように配慮します)

4 保護者からの情報も得る。

(保護者用のアンケート用紙も同封し、回答してもらうようにします)

など、絶対に書いたことが周囲に漏れないようにする配慮が必要です。

### 【緊急アンケート】(例)

( )年( )組 氏名( )

1 最近、あなたはいじめを受けたことがありますか。

( ア はい イ いいえ )

※「ア」を選んだ人は下の質問にも答えてください。

(1) いじめをしているのは誰ですか。可能であれば、その人の名前を書いてください。

ア クラスの人	イ 同じ学年の人	ウ 上級生	エ 下級生
オ 他の学校の人	カ その他	その人の名前( )	

(2) それはどのようないじめでしたか。

ア 冷やかしやからかい	イ 悪口	ウ 仲間はずれや無視
エ たたかれたりけられたりする	オ 金品をたかられる	
カ 金品をかくされる、こわされる、ぬすまれる		
キ 恥ずかしいことやいやなことをされたりさせられたりする		
ク ネットやメールに書き込みをされる	サ その他( )	

(3) どんなときにはいじめられましたか。

ア 登下校中 イ 授業中 ウ 休み時間・昼休み  
エ 給食や清掃中 オ 放課後 カ 下校後 キ 部活動中  
ク その他( )

(4) そのいじめは今も続いていますか。(ア 続いている イ 続いていない)

(5) 何か訴えたいことがあれば書いてください。

[ ]

2 最近、あなたは誰かがいじめられているところを見たことがありますか。

(ア はい イ いいえ)

※「ア」を選んだ人は下の質問にも答えてください。

(1) それは誰ですか。可能であれば、その人の名前を書いてください。

ア クラスの人 イ 同じ学年の人 ウ 上級生 エ 下級生  
オ 他の学校の人 カ その他 その人の名前( )

(2) いじめている人は誰ですか。可能であれば、その人の名前を書いてください。

ア クラスの人 イ 同じ学年の人 ウ 上級生 エ 下級生  
オ 他の学校の人 カ その他 その人の名前( )

(3) それはどのようないじめでしたか。

ア 冷やかしやからかい イ 悪口 ウ 仲間はずれや無視  
エ たたかれたりけられたりする オ 金品をたかられる  
カ 金品をかくされる、こわされる、ぬすまれる  
キ 耻ずかしいことやいやなことをされたりさせられたりする  
ク ネットやメールに書き込みをされる サ その他( )

(4) それはどんなときですか。

ア 登下校中 イ 授業中 ウ 休み時間・昼休み  
エ 給食や清掃中 オ 放課後 カ 下校後 キ 部活動中  
ク その他( )

## 【保護者用アンケート】(例)( )年( )組 児童生徒氏名( )

1 最近のお子さんの様子について当てはまるものに○を付けてください。

(1) 最近のお子さんの様子について

ア 普段と変わりない イ 何となく元気がない

(2) (1)で「イ」と答えた保護者の皆様にお尋ねします。その理由は、何だとお考えですか。

ア いじめを受けているようだ イ いじめ以外の友人関係で悩んでいるようだ  
ウ 学習で悩んでいるようだ エ その他( )

(3) (2)について、気になる点を記入してください。

[ ]

2 お子さん以外の児童生徒について当てはまるものに○を付けてください。

(1) 近所の知り合い等のお子さんで、最近「元気がない」など気になるお子さんがいますか。

- ア 特にいない イ いる
- (2) (1)で「イ」と答えた保護者の皆様にお尋ねします。その子の氏名等を教えてください。
- ( )年( )組 児童生徒氏名( )  
( )年( )組 児童生徒氏名( )
- (3) その子の様子について教えてください。

[ ]

### 3 学級活動で活用するためのアンケート

いじめを起こさない学級づくりの手立てとしてアンケートを活用する場合もあります。この場合、学級の実態や活用の目的に合わせて記名式にしても無記名式にしても差し支えありません。

このアンケートは、子どもにとって「よりよい学級」と「いやな学級」について考えさせることにより、「よりよい学級」を自分たちでつくっていく意欲を高めるためのものです。「自分はこんな学級を作りたい」という学級への帰属意識を高める手立てにもなります。

#### 【よりよい学級をつくろう】(例)

1 あなたにとって、「よりよい学級」とは、どのような学級ですか。

2 あなたにとって、「いやな学級」とは、どのような学級ですか。

3 あなたが、同じ学級の友達から「してほしいこと」とは、どのようなことですか。

4 あなたが、同じ学級の友達から「してほしくないこと」とは、どのようなことですか。

5 1であげた「よりよい学級」をつくるために、あなたができることはどのようなことですか。

6 2であげた「いやな学級」にならないために、あなたができることは、どのようなことですか。

## 【いじめについてどう思いますか】(例)

1 もし、あなたが学級の中で仲間はずれにされ、無視されたとしたらどう感じると  
思いますか。

2 あなたは、「いじめ」についてどう思いますか。

3 あなたは、いじめが起きる原因は何だと思いますか。

4 あなたは、いじめが起きない学級を作るために、何が必要だと思いますか。

5 いじめが起きない学級を作るために、あなたは何ができると思いますか。

### アンケートの活用について

- アンケートは、年度初めや学期始め等の節目となる時期に実施します。
- このアンケートをもとに、いやな学級と対比しながら、よりよい学級像を考えさせ、そのために必要な具体的行動やルールを自分たちでつくり、週目標等に生かします。
- 行動内容やルールを定期的に評価し、結果を学級全体で検討します。不十分な点については対応策を立て、場合によっては行動内容やルールの追加及び修正を行います。



## 4 いじめに関する自己チェックシート

次のチェックシートは、いじめにつながりやすい意識について、自己評価し、考えさせるシートの例です。

### 【自己チェック】(例)

次の項目について、「A よくあてはまる」、「B 少しあてはまる」、「C あまりあてはまらない」、「D まったくあてはまらない」の4つのうち、最も近いものを選んでください。

1 ほかの子を冷やかしたり、からかったりすることがおもしろい。

A — B — C — D

2 ほかの子が間違いをするとおもしろい。

A — B — C — D

3 ほかの子が成功すると腹が立ったり、気に入らなかつたりする。

A — B — C — D

4 朝や帰りのあいさつを、クラスのみんなとすることは面倒くさい。

A — B — C — D

5 人の持ち物をとったり、こわしたりすることがおもしろい。

A — B — C — D

6 顔や身体、くせ、家庭のことなどを言って人をばかにしたりからかったりするのが楽しい。

A — B — C — D

7 ばかにしたりからかったりしても、かまわないと思っている人がいる。

A — B — C — D

8 自分の思いどおりにならないことがあると、ほかの人のせいにしたい。

A — B — C — D

9 係活動や清掃などで、いやな仕事はほかの子にやってもらいたい。

A — B — C — D

10 遊びや罰ゲームで、ほかの子にはずかしいことや、嫌がることをさせるのが楽しい。

A — B — C — D

### チェックシートの活用について

- 個人への支援に活用したり、児童生徒がそれぞれ自分自身を振り返るための助言をしたりするなど、児童生徒の発達の段階に応じて適切に活用しましょう。
- AやBを受けた児童生徒に対しては、否定的に捉えるのではなく、何らかのストレスや不安を抱えているのではという視点に立ち、言葉かけをしたり相談したりするなどの支援を行いましょう。
- 自分を正直に振り返って自己評価することにより、行動や考え方をよりよい方向に改善する気持ちを持たせましょう。
- 語尾を「～する」、「～させる」に変え、言動面のチェックシートとして活用することもできます。

## 5 いじめに関する保護者チェックシート

次のチェックシートは、子どもが誰かにいじめられてはいないか、誰かをいじめてはいないか保護者がチェックするシートの例です。

### 【保護者チェック】(例)

次の項目について、「○ 目だつ」、「△ 気になる」でチェックしてください。

チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 実 施 日		
	/	/	/
1 学用品が壊れたり、破られたりする。			
2 持ち物をひんぱんになくしてくる。			
3 お金を要求したり、無断で持ち出そうとしたりする。			
4 衣服を汚してきたり、あざや傷をよく作ってきたりする。			
5 家族のささいな言葉にいらだったり、反抗したりする。			
6 元気がなく、顔色がすぐれない。			
7 学校の様子を話したがらず、口数が少なくなっている。			
8 自分の部屋にこもっている時間が長くなつた。			
9 登校時になると、頭痛や腹痛をよく訴える。			
10 友達と遊んでいると笑い物にされたり、命令されたりする。			
11 仲間に入れず、一人でぽつんと過ごすことが多い。			
12 ひんぱんに電話がかかってくる。			
13 言動が乱暴になった。			
14 友達と遊んでいるとき、指示したり、自分の意見を通そうとしたりすることが多い。			
15 ネットへの書き込みやメールをひんぱんに行っている。			
16 特定のグループでの行動が多く見られる。			
17 買い与えていない物や心当たりのないお金を持っている。			
18 親と会話をしたり顔を合わせたりすることを嫌がる。			
最近の様子	/		
	-----		
	/		
	-----		
	/		

#### チェックシートの活用について

- 学期に1回程度、継続してチェックできるシートにすることによって、保護者から見た児童生徒の変容が確認できます。保護者に依頼するときは、協力依頼文書とチェックシートを封筒に入れ、児童生徒を通じて配布、回収することが望ましいでしょう。
- 回収したチェックシートをもとに児童生徒や保護者と相談するなど、ケアを早期に適切に行います。
- チェックシートの活用により保護者と連携したいじめの早期発見につながることが期待できます。



# 主な参考文献

## 1 文部科学省等

生徒指導リーフ	国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター（H24. 9）
不登校・長期欠席を減らそうとしている教育委員会に役立つ施策に関するQ&A	国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター（H24. 6）
生徒指導提要	文部科学省（H22. 3）
教師が知つておきたい子どもの自殺予防	文部科学省（H21. 3）
「ネット上のいじめから子どもたちを守るために」リーフ	文部科学省（H20. 7）
いじめ問題に関する取組事例集	国立教育政策研究所（H19. 2）
学校と関係機関との連携を一層推進するために	学校と関係機関との行動連携に関する研究会（H16. 3）
学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント	文部科学省ホームページ

## 2 栃木県教育委員会

学業指導の充実に向けて	栃木県教育委員会（H24. 3）
学級・ホームルーム担任のための教育相談第18集「自殺予防教育について考える 一危機を乗り越える力に焦点を当ててー	栃木県総合教育センター教育相談部（H23. 3）

## 3 その他

子どもたちの輝く笑顔のために～いじめ問題の未然防止に向けた7つの視点～	群馬県教育委員会（H23. 9）
いじめ問題への初期対応と対応マニュアル	岩手県立総合教育センター（H21. 3）
子どもたちの笑顔のために ～いじめのない学校をめざして～	高知県総合教育センター（H21. 2）
教育相談事例から考えるいじめとその対応 ～チームでいじめに対応する重要性～	神奈川県立総合教育センター（H19. 4）
いじめの早期発見・早期対応の手引一小・中学校編一	福岡県教育委員会（H19. 3）
福岡県いじめ問題総合対策	福岡県教育委員会（H19. 2）

発行年月 平成24年12月	児童生徒指導推進室
発 行 者 栃木県教育委員会	小中学校教育担当
作 成 栃木県教育委員会事務局	高等学校教育担当
学校教育課	人権教育室
総務課	いじめ・不登校等対策チーム
各教育事務所	教育相談部
栃木県総合教育センター	研究調査部
栃木県警察本部生活安全部	少年課
〔学校教育課〕	〔教育事務所〕
児童生徒指導推進室	河内教育事務所
室 長 高 橋 哲 也	指導主事 阿久津 浩 久
副 主 幹 伊 澤 雅 幸	上都賀教育事務所 吉田 悟
副 主 幹 小 倉 则 善	芳賀教育事務所 生井 克 成
指導主事 福 田 誠	下都賀教育事務所 神宮司 賢一郎
小中学校教育担当	塙谷南那須教育事務所 阿見 彰 人
副 主 幹 君 島 孝 典	那須教育事務所 郡 司 祥 久
高等学校教育担当	安足教育事務所 亀 田 哲 夫
副 主 幹 石 嶋 幸 夫	
〔総合教育センター〕	
教育相談部	
副 主 幹 梅 泽 圭 子	
研究調査部	
指導主事 高 野 寿 映	



## 「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動 — うちの子・よその子・栃木の子、みんなで育てて明るい未来 —

- 人に迷惑をかけることは「ダメ」と言おう
- 「あいさつ」の輪を広げよう
- 「本の時間」をつくろう